

決算特別委員会

令和 3 年 9 月 1 5 日 ・ 1 6 日 ・ 1 7 日

葛 城 市 議 会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和3年9月15日（水） 午前9時30分 開会
午後5時24分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 増田順弘 |
| | 副委員長 | 吉村始 |
| | 委員 | 杉本訓規 |
| | 〃 | 松林謙司 |
| | 〃 | 谷原一安 |
| | 〃 | 川村優子 |
| | 〃 | 岡本吉司 |
| | 〃 | 西井覚 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 西 川 弥三郎 |
| | 議 員 | 梨 本 洪 珪 |
| | 〃 | 奥 本 佳 史 |
| | 〃 | 内 野 悦 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 溝尾彰人 |
| 教育長 | 椿本剛也 |
| 企画部長 | 吉川正人 |
| 人事課長 | 植田和明 |
| 人事課主幹 | 南直美 |
| 企画政策課長 | 高垣倫浩 |
| 情報推進課長 | 高橋勝英 |
| 総務部長 | 吉村雅央 |
| 総務部理事 | 米田匡勝 |
| 総務財政課主幹 | 内蔵清 |
| 管財課長 | 倉田主税 |
| 庁舎機能再編推進室長 | 吉田和裕 |
| 生活安全課長 | 竹本淳逸 |

税務課長	葛 本 章 子
収納促進課長	椿 本 真 司
市民生活部長	前 村 芳 安
市民窓口課長	増 井 朋 子
保険課長	新 澤 明 子
人権政策課長	津 本 佳 成
環境課長	西 川 勝 也
グリーンセンター所長	白 澤 真 治
都市整備部長	松 本 秀 樹
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	森 井 敏 英
保健福祉部理事	東 錦 也
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長	中 井 智 恵
長寿福祉課主幹	油 谷 知 之
健康増進課長補佐	鬼 頭 卓 子
こども未来創造部長	井 上 理 恵
子育て福祉課長	吉 村 浩 尚
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
学校教育課長	勝 眞 由 美
図書館長	石 川 孝 子
会計管理者	中 井 浩 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美
〃	巽 重 人

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和2年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について

- 認第3号 令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第10号 令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。暑い暑い夏も、やや秋のような気配をしておるような昨日今日でございますけれども、まだまだ残暑厳しいかなというふうに思います。委員の皆様におかれましては、昨日の補正予算から本日の決算特別委員会ということになっております。ほぼ同じ委員の皆さん方がご審議をいただくということでございます。何分、大量の資料の決算審議でございまして、スムーズな議事運営できますように、また皆さん方からのご意見もしっかりと頂戴しながら、この議事を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

それでは、委員外議員の出席のご紹介をいたします。奥本議員でございます。内野議員でございます。梨本議員でございます。よろしくお願いいたします。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいというふうに思います。委員各位にもご協力のほどお願いを申し上げます。

また、発言につきましても簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をお願い申し上げます。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認を行いたいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元へ配付の決算特別委員会次第に記載の順で1議案ごと上程をし、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等につきましては、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。新型コロナウイルス感染症対策で密を防ぐため、3つの部分に分けて質疑を行っていただきたいと思います。1つ目は、決算書49ページの地方創生推進交付金事業費の前まで。またこのときに全ての款の人事課配当の人件費の質疑を行っていただきます。2つ目の部分は55ページから63ページの2款の最後まで。そして3つ目の部分は49ページから54ページの質疑を行います。地方創生関係は多くの部署が関係することから、その前に休憩を取り、休憩中に質疑箇所をお聞きしてから、再開後に関係部署のみ入室していただいて地方創生関係の質疑を行いたいと思います。続いて、3款及び4款の説明を受けますが、質疑は款ごとに職員を入れ替えて行いたいと思います。次に、5款、6款、7款及び8款につきましても同様に説明を受け、質疑は款ごとに職員を入れ替えて行いたいと思います。そして、9款から歳出の最後までの説明を受け、質疑を行

います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。また、総括質疑は市政全般に係るものとなりますのでご留意を願いたいと思います。特別会計決算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、下水道及び水道の事業会計決算につきましては、歳入、歳出の順で説明を受けますので、ご了承を願います。なお、審査日程につきましては、令和3年度決算特別委員会時間配分表に示しておりますので、厳守いただきますようお願いを申し上げます。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をご覧くださいと思います。1番から3番までは先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて、2ページをご覧くださいと思います。4番、質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数につきましては原則2回まで、3回目は発言のみとなりますので、ご留意をいただきたいと思います。なお、答弁漏れ等があった場合につきましては、委員長の判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番目でございます。質問される方は委員長が指名をいたしますので、関連質問である場合はこれを優先させていただきます。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いを申し上げます。7番目でございます。質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問いただきたいと思います。8番目でございます。理事者側におきましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、質問者が替わるごとに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いを申し上げます。基本、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めておりません。理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近にマイクを設置しておりますので、それより答弁をお願い申し上げます。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3をご覧くださいと思います。委員会を進めるに当たって、時間配分を目安として決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいというふうに思います。委員はもちろん、理事者も厳守をいただきますようお願いを申し上げます。

以上のことににつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 皆様、おはようございます。会計管理者の中井でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

それでは、上程となっております認第1号、令和2年度一般会計決算につきましてご説明させていただきます。お手元の歳入歳出決算書3ページをお願いいたします。それでは、実質収支に関する調書からご説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しております。あらかじめご了承ください。

歳入総額211億8,846万6,000円、歳出総額209億5,736万3,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして2億3,110万3,000円の余剰金がございました。翌年度に繰越明許費繰越額といたしまして1億4,215万円を繰越いたしますので、実質収支額といたしましては8,895万3,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳出、1款、2款のご説明を申し上げます。34ページをお願いします。左から、科目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。備考欄の各事業につきましては、目のうちの主な事業のみをご説明させていただきます。

それでは、1款議会費でございます。全体といたしまして1億7,398万4,049円の支出済額でございます。主な事業といたしましては、議会運営事業で3,967万594円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、続きまして、2款総務費でございます。全体といたしまして54億858万3,323円の支出でございます。また、9,014万2,690円を繰越いたしました。1項1目一般管理費におきましては6億2,941万9,724円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、36ページをお願いします。一般管理事業、人事課配当分で4,100万9,157円の支出でございます。

ページ飛びまして40ページをお願いします。2目文書広報費では、2,017万6,353円の支出でございます。主な事業といたしましては、文書広報事業で1,015万2,889円の支出でございます。

3目会計管理費では、会計管理事業といたしまして714万2,610円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4目財産管理費でございます。8,784万91円。主な事業といたしましては、新庄庁舎管理事業で3,877万5,503円の支出でございます。

めくっていただきまして、43ページをお願いします。5目電子計算費におきましては5,210万7,277円の支出でございます。主な事業といたしましては、電算システム共同化推進事業で4,007万1,469円の支出でございます。

6目地域情報化推進費におきましては2,496万2,724円の支出でございます。主な事業といたしましては、イントラネットシステム整備事業といたしまして2,200万2,604円の支出でございます。

めくっていただきまして、44ページをお願いします。一番下段でございます。7目交通安全対策費におきましては2,484万4,496円の支出でございます。主な事業といたしましては、ページ飛びまして46ページをお願いします。交通安全施設整備事業で1,535万940円の支出でございます。

8目自治振興費におきましては1億5,940万313円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、街灯管理事業で1,796万7,946円の支出でございます。

9目企画費におきましては1,234万6,151円の支出でございます。主な事業といたしましては、企画政策事業614万5,926円の支出でございます。

めくっていただきまして、49ページをお願いします。10目公平委員会費では、公平委員会事業といたしまして13万円の支出でございます。

11目防災行政無線管理費におきましては4,751万8,687円の支出でございます。

12目地方創生推進交付金事業費では、広域連携事業といたしまして50万円の支出でございます。

13目特別定額給付金事業費では、めくっていただきまして、50ページをお願いします。特別定額給付金事業で37億5,506万5,854円の支出でございます。

14目地方創生臨時交付金事業費におきましては2億3,072万2,160円の支出でございます。主な事業といたしましては、ページ飛びまして53ページをお願いします。真ん中より下で、プレミアム付商品券発行事業で8,069万1,167円の支出でございます。

めくっていただきまして、55ページをお願いします。2項1目税務総務費におきましては1億2,986万698円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、次のページ56ページでございます。ふるさと応援寄附事業で619万6,639円の支出でございます。

2目賦課徴収費におきましては4,189万7,714円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、諸税徴収事業で1,645万9,603円の支出でございます。

めくっていただきまして、58ページをお願いします。3目過年度支出金では、過誤納金還付事業といたしまして1,619万5,685円の支出でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては1億494万705円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、個人番号カード関連事業で2,994万7,213円の支出でございます。

4項1目人権啓発費では2,732万1,518円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、60ページをお願いします。人権擁護事業で150万6,867円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5項1目選挙管理委員会費におきましては、選挙管理委員会事業といたしまして51万9,177円の支出でございます。

2目選挙啓発費におきましては、選挙啓発事業といたしまして1,980円の支出でございます。

3目市長選挙費におきましては、人件費と市長選挙費合わせまして1,942万1,877円の支出でございます。

めくっていただきまして、62ページをお願いします。6項1目統計調査総務費におきまし

ては、統計調査総務事業といたしまして10万5,554円の支出でございます。

2目基幹統計費では、人件費と基幹統計事業合わせまして1,292万1,550円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、7項1目監査委員費におきましては、監査委員会事業といたしまして69万625円の支出でございます。

以上で1款議会費、2項総務費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入りますが、冒頭説明をさせていただきましたとおり、初めに決算書49ページの地方創生推進交付金事業費の前までの部分と全ての款の人事課配当分の人件費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 質問をいたします。おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず報告書6ページなんですけれども、葛城市議会だより年4回発行304万7,220円というのがあります。私、計算しましたら、1回当たりおおよそ76万円程度。それから、報告書の9ページには市広報の発行というのがありまして月1回と、886万8,464円というのがありまして、これも1回当たりざっと計算しますと74万円程度ですね。ここに市広報の発行が1万4,245部と、平均と書いてますけれども、市議会だよりの発行部数は大体同じかなと思うんですが、それについてお伺いします。

それから2つ目の質問なんですけれども、報告書8ページですね。市長、上京0回というふうに書いてます。ここに報告書にはそうなってるんですけど、本当に上京は0回なのかということの確認と、上京には目的があるはずだと思うんですが、いつもどういう目的で上京されていらっしゃるのか。今回、コロナのこともありますので上京できなかったということもあろうかと思いますが、これをどのようにカバーをされたのかというふうなことについてお伺いをいたします。

それから3つ目の質問ですが、報告書の8ページです。職員研修事業の庁内職員研修ということで、延べ人数965名が受講されていたということなんですけれども、決算書を見ましたら38ページですね。講師謝礼が39万5,000円というふうに上がっております。当初予算では95万5,000円だったと思います。そのときの予算特別委員会を紐解きますと、接遇に関するものが16回、コンプライアンスに関するものが8回、それから人事評価が4回などというふうに聞いていたかと思いますが、これが減った分、実際減ってると思うんですが、今回、実際にやった内訳について、例えば接遇は何回やりましたとか、そういうふうなんをお伺いいたします。

以上です。

増田委員長 岩永局長。

岩永議会事務局長 議会事務局の岩永でございます。

議会だよりの平均の発行部数ということでございます。令和2年度においては37号から40

号までの4回作成しております、37号が1万4,200部、38号が1万4,200部、そして39号が1万4,300部、40号が1万4,500部で、計5万7,200部作っております。平均しますと1万4,300部ということになります。

以上でございます。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

まず市長の上京でございますけれども、報告させていただいておりますように、0回ということになっております。これにつきましてどういうふうなフォローということでございますが、全体といたしましてはリモートで会議をしたり、あとは電話で対応したりということになってまいりたいと思います。

それから研修についてでございますけれども、全体研修といたしましては、コンプライアンス研修を1日3回、2日に分けて計6回実施いたしました。263人が受講しております。また、人事評価研修を1日2回、3日間に分けて計6回実施いたしました。被評価者25人及び評価者49人、合計74人が受講しております。あと、財政研修及び議会研修といたしまして、副市長が講師となり受講を希望する職員に対し財政研修及び議会研修を行いました。こちらにつきましては11回実施し、延べ247人が受講しております。あと、パワーハラスメントオンライン研修といたしまして、ハラスメント、特にパワーハラスメントについて総合的に学習し、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に対する関心と理解を深めることを目的に研修を実施いたしました。研修はオンラインで行い、283人が受講しております。そのほか、奈良県市町村職員研修センターに48名が受講に行っております。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 私もこの数字見て正直驚いてるんですけども、ちょうど昨年1月に奈良県で初めて新型コロナウイルス感染者が発生して以来、非常に新型コロナウイルス感染症の問題が多く、長い期間にわたってございましたので、ほぼ東京での行事、例えば全国市長会ですとかいろんな会議があるんですけども、その会議が全て中止になっております。もしくは書面決議、総会等ですとそういう形になっております。ですので、行事といたしましての東京出張はほぼ皆無であったということです。その中で、例えば陳情等、そのタイミングでよく行ってたんですけども、それとは別に実は陳情にも過去には東京に上京しておりました。その部分につきましては、当然、先方とのアポイントを取るんですけども、東京は緊急事態宣言の期間が長くありまして、そのタイミングタイミングでなかなかお伺いすることができませんでした。寄せていただいてもいいですかと言いますと、いや、もうこの期間ですから、ちょっとご遠慮くださいとかそういう話がありましたので、ただ一番通常の年ですと特別交付税が必要な陳情に行くのがタイミング的には冬になります。そのときもやはり緊急事態宣言等が出ておりましたので、もう実は各国会議員のほうには電話と、それと郵送で書類を送らせていただきますのでよろしくお願いをしますという話を直接させていただいております。当然こちらのほうからお伺いしないといけないのですが、こういう事情ですのでということでご了解い

ただいて動いていただいているという状況です。当然、新型コロナウイルス感染症が収束いたしましたら、また通常のペースで上京させていただきたいと存じ上げております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。まず、この議会だより、市広報につきまして、私も実は30代の頃に印刷学校で勉強したことがあります。印刷のことは結構プロフェッショナルといえますか、そうなんですけれども、今、広報につきましても議会だよりにつきましても一部カラーで、あとは2色刷りというふうな形になってるんですけれども、やはりカラーの訴求力というか、市民に訴える力というのはすごく大きいというふうに思います。今、見ましたら、大体、広報というのは16ページを裏表まとめて一緒に刷るということなので、カラーのページと一部2色刷りのページがあっても、全部フルカラーにしても経費はさほど変わらないと思います。ですので、まず市議会だよりもやはり広報かつらぎはフルカラー化しないと、なかなか私どもの議論も、市議会の編集委員会の中でよくよくフルカラーという意見も上がってきてて、カラー化できたらなというふうに思うんですが、この市広報のフルカラーをぜひともお願いしたいなと思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうかというのが1つ目です。

それから、市長、今、お話し伺いまして、上京できないと、あとそれからアポイントメント取ってもなかなか行けないというふうなことで、それについては今はもうリモートとか電話とかいろいろありますので、それで頑張ってフォローしたということでもあります。陳情というのが市長、大事だと思いますので、また直接会えばやっぱり随分と変わってくると思いますので、コロナ後には行くと今、市長がおっしゃいましたが、よろしくお伺いをしたいと思いますけれども、決算書の36ページ、さっき言うたか言うてないか分からないんですけど、市長交際費が当初予算が100万円あったと思うんですが、これが決算書では28万4,952円というふうに大幅に減額をしております。これもやはりコロナで会えなかったとかいうふうなこともあろうかと思いますが、これについて今先ほど市長もおっしゃったような形で、初期の目的については達成できたのかどうか、その辺りどうお考えなのかお伺いをしたいと思います。

それから3つ目ですけれども、先ほどコンプライアンス研修計6回とか人事評価12回とか、あと財政研修、これも副市長講師でやってらっしゃった、パワハラなんか、これも大事なことでだと思いますけれども、これをやっておられるというふうなことなんです。

先ほどの一般質問で梨本議員が契約事務の不備について質問をされたわけなんですけど、そのときに手続とか書類の不備ということを指摘されたと思いますが、そういったいわゆる実務面、書き方とかそういうふうな研修というのが、全体の理論面とは別にスキルアップのための研修が必要というふうに考えるんですけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 カラー印刷については、私のほうからお答えさせていただきます。

昨年も吉村副委員長のほうから、フルカラーにしても値段変わらないのじゃないかという

ふうに教えていただいて、我々のほうでも確認したんですけど、そういう事実は見当たらないと。本当にできるのであれば、いろいろ教えていただいちゃえば、お金がかからずできるんだったらそれに越したことはないと思いますので、我々で確認したところではそういうことではなかったので、また教えていただけたら対応できる場所は対応させていただきたいと思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 当初の目的は達していると判断しております。この前年といいますと、実はもう東京は、コロナの前ですから通常の状態ですと、例えば今やっております1級河川以外の川の浚渫の国の補助といいますか、その起債事業に関しては、それだけでもう2回から3回上京してお願いをしました。おかげさまで、それが準用河川以外の普通の川まで使用できるという状況に変化していただいたということでもあります。またそれ以外につきましては、当然、副市長の人事案件につきましてもお伺いいたしましたし、当初の目的を達しているというのは、比べようが実はありませんからあれですけども、要望としてお願いしてることはほぼいけるのかなという認識をしております。おかげさまでといいますか、副市長が総務省から来ていただいているということも1つ大きなことであると、私自身はそう感じておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 私のほうからは、具体的な契約事務に係る研修につきまして答弁させていただきます。平成30年度に国の会計検査院から奈良県に出向されております奈良県会計局の会計指導官をお招きし、会計検査をする立場から、全国の市町村の事例を参考に、契約に係る説明や留意すべき事項などについての研修をしていただきました。こちらは各課1名以上の管理職を対象に実施いたしました。さらに、毎年、奈良県市町村職員研修センターで実施しております契約事務研修がございますので、契約事務の実務についてはこの研修を受講していただいております。受講者につきましては、令和元年度は基礎研修を2名が、応用研修を4名が受講いたしました。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため研修が中止となりましたが、令和3年度につきましては現在のところ基礎研修を3名受講しております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、まず広報のカラー化の件につきまして副市長からご答弁いただきましたけれども、値段が全く一緒というわけではもちろんないんですが、さほど変わらない。つまり、効果に対して上がっても、若干上がる程度で済むと思いますので、それはもうぜひともまたお願いをしたいというふうに思います。また私の知ってることでご協力といいますか、できることはお話しさせていただきたいというふうに思っております。

それから、市長が今ご答弁いただきました。交際費減ったけれども、初期の目的というのは達したというふうなお話しいただきまして、今これからコロナはなかなかすぐ収束するとは限りませんが、引き続き、特に陳情とかこれが大事だと思っておりますので、引

き続きよろしく願いいたします。

それからあと、この契約事務につきましても、回数もさることながら、実際に研修をしてそれがやはり結果として現れるということが大事だと思いますので、そちらのほうもこの研修の効果も見ながら、何が足りないのかということを見極めながら、引き続き研修のほう、もう既にいろいろやったださってるのは今のお話で承知いたしましたので、よろしく願いをいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。40ページ、2目文書広報費、12節委託料、ホームページですね。一般質問等で、僕、ホームページ見にくいんじゃないかといろいろ言ってやっていただいて、これ見る限り1,000万円近くかかっているんですね。新たになって皆さんも見られると思うんですけども、調べる方によってはちょっと見にくいかなと僕の個人的な意見ですけども、ただ市民の皆さんが見やすいかどうかというのはかなり重要なので、一般質問等でそういう分析等を次にしなければならないという話をさせていただいて、今、これ始まった3月からもう半年経ってるので、そのような分析等、市民の皆さんの意見等を分析、例えばどんな検索ワードが調べられているのか、だからそのワードに対してこうやって見やすくしていかなければならないみたいな改善もさることながらできると思うので、その辺の分析結果というのがある程度分かればお願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のご質問なんですが、ホームページのリニューアルにつきましては、この令和3年3月に令和2年度の事業としてプロポーザルによる業者選定を行いましてリニューアルしております。そのときのご意見といたしまして、前のホームページと比べまして見にくくなったということでいろいろご意見いただいた点なんですけども、まずそのときの問題といたしまして、ホームページが前のと比べて情報がどこにあるか分かりにくくなったという点でございますけども、ホームページの画面、スマートフォンでは問題ないということなんですけども、パソコンで見る場合、まず画面が小さいパソコンで切れるという問題がまず1つご意見がありました。それと、チャットボット、蓮花ちゃんのイメージキャラクターに問合せするというのが画面上は左隅に出るんですけど、それもちっと邪魔になるときがあるというご意見もありまして、まずその点を受注されました業者とお話して画面を小さくする、あとチャットボットがスクロールしたときに消えるなど改善を、お金かからない範囲で保守の範囲で対応しておると。あとご意見ありました、フォントがちょっと見にくいとか、ボタンの色とかそういうご意見につきましても適宜対応しておると。

それで分析なんですけど、まずアクセス数につきましては、令和元年度と比べまして実質令和2年度は22万490件ありまして増えておるのが現状です。それで、ツールとしましてはグーグルの検索ツールがあるんですけど、それで大体キーワード検索とか見ておりま

して、細かい資料はないですけど、コロナ関連の問合せとかそっちの関連のアクセスが多いので増えておるといふ部分もあります。ですので、ホームページが変わって増えておるかという、そこまで分析するのは難しいかなと思っておりますが、適宜ご意見いただきながらできる範囲で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 今、課長がおっしゃるとおりで、コロナ関連で特に若い方々とかほんまにスマホでめっちゃ調べはるんで、その分のアクセスが上がってるのはもうそうなん違うかなと思うんですけども、僕が言いたいのはコロナ以外のところで、例えば子育てやったり、どんなことが皆さんそのホームページで検索されてんのかというのを、今、具体的に教えてもらえなかったんですけれども、これ1,000万円かけて見やすくより市民の皆様にといふうに始まったことやと思うので、その辺の分析をもうちょっと密とかしっかりとやっていただいて、この結果に基づいてこのホームページを見やすくするためにはこういふふうな、そのためにこんだけお金かけていただいていると思うので、まだちょっと市民の皆さんから見やすくなったという声は正直聞いていなくて、その辺の苦勞、さらにお金かかることなんかもわからないですけども、ここまで来たらそこまでやっていただくようお願いして要望としておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算書の41ページの財産管理費のところ、新庄庁舎とそれから當麻庁舎の通信費、これはもう成果報告書で言いますと10ページになるんですけれども、ここで通信運搬費、これ新庄庁舎、當麻庁舎ともに合わせまして前年度と比べて50万円から60万円プラスになっただけですね。そして、清掃委託料、ここが新庄庁舎は前年度に比べて250万円ほど上がってるんですね。そしてもう一つは、公用車、管財課の分なんですけども、これが令和2年度は9万7,790円、それが令和元年度は31万7,000円ほどです。こんだけ下がった理由、この3つについてお示し願いたいと思います。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず通信費につきましては、新庄庁舎、當麻庁舎両方とも、前年度比上昇しておりますが、発信データを蓄積するようなシステムがないため詳細は不明でございますが、昨年度は新型コロナウイルス対策室からの定額給付金の関係書類の関係の確認の電話やマイナンバーカードの申請の増加に伴い、確認事項に対する電話、着信に対応できず折り返し電話が増加した可能性も高く、また国勢調査もありましたので、調査内容の確認の電話に通信費がかかったものと思われております。

また、コロナ関連に関しまして、生活苦や消費生活に関する相談等、福祉担当や商工担当からの電話も増加したものと考えております。昨今、家庭電話よりも個人持ちの携帯電話やスマートフォンに電話することも常態化しており、電話の対応時間によっては費用に影響を

与えておるものと考えております。

続きまして、新庄庁舎の清掃委託料につきましてでございますが、新庄庁舎につきましては4年前にちょうど清掃業務と建物の保守管理の長期継続契約が結ばれて、3年間同じ金額で業務委託を行っておりました。令和元年度はその最終年の金額となっております。令和2年度の5月に県内の本店もしくは支店がある営業所の10者によりまず指名競争入札を行い、委託業者を決定しております。仕様書等に特に大きな変更もなく新たな業務が大幅に増えたわけでもありませんが、人件費の増加等が主な原因と考えられ、軒並み各社が予定価格に近い金額で入札されましたので、このような結果となっております。長期継続契約ですので、令和4年度までは同額の業務委託が継続されることになります。

あとは、公用車の維持管理費につきましては、下がったという点につきましては、ガソリン代等は公用車のコロナの関係等で団体のバスの利用が減ったりとか、そういう修繕費等も減った関係もございまして、昨年度に比べて減少になったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 通信費につきましては、国勢調査、特にまたコロナ関連のそういう事情があったということで理解いたしました。

清掃委託料については、入札でさほど人件費等々そこらは変わらんけども入札によってこのように変わりましたということで、最後の燃料費については、これはハイブリッドカーの導入とか、そしてまた2庁舎間のテレビ会議とかそういうことで移動距離が少なくなったとか、そういうようなところは関係ないんでしょうか。そこらは影響していますか。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 昨年度、災害時に緊急電源となり得る電気自動車を新庄庁舎と當麻庁舎に配置すべく2台購入しております。新庄庁舎と當麻庁舎の往復にこの車も使用されておりますので、電気自動車につきましては、基本、最初の60キロメートル程度は電気にて走行しますので、ガソリン代をあまり消費することなく燃料費の削減にはつながっております。マイクロバス、ハイエース等の出動もかなり減っておりますので、その辺も影響しているかと思います。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 マイクロバスの出動も減ったと、そしてハイブリッドカーも導入したということで理解いたしました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。それでまず、37ページ、総務費の一般管理費で、負担金補助及び交付金の中の県市町村職員年金者連盟葛城市支部補助金5万円と出てきたあるわけやけど、去年やっておとし、私も尋ねさせていただきました。この名称が県市町村職員年金者連盟となつとるわけやけど、ここで聞いたら旧の當麻町の職員のOB会にこの負担してるということをお聞きさせていただきました。名称からして県市町村と言うねんから、恐らく県のこう

いう連盟が何かに支出してはんのかどうかということですね、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、38ページ、人事管理事業。今、吉村副委員長のほうからいろいろと研修についてお尋ねがありました。一応、接遇研修とかコンプライアンス、人事評価、財政、副市長も研修していただいたということでもありますけども、今、一般質問等に出てるいわゆる事務処理の仕方。例えば予算について、私言いますけども、流用が非常に多い。流用は法的にいきますねんという考え方、予算を立てるときに流用ありきのような予算立ててるようにも私は思います。それと、入札関係についても非常に随意契約が多い。これも施行令第167条の2に書いてますよ、随意契約できますよということやけども、基本的にそういうただ予算の流用、これについてはしたらあかんということやなしに、きちっと予算管理していくというこの姿勢、あるいは入札の問題についても随意契約したらあかんとは言わん。しかし、契約とは何かというようなことも、今聞かせていただいたら研修を受けてるということやけども、成果として本当に出てるのかどうかということを教えていただきたい。

あと、同じ38ページですけども、退職手当特別負担金の人数ですね。退職者、自己都合、それ以外、この人数を教えていただきたいと思います。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

奈良県市町村職員年金者連盟の補助金のことについてご説明させていただきます。奈良県市町村職員年金者連盟葛城市支部ということで補助金を支出しております。これにつきましては、合併後、平成17年に奈良県市町村年金者連盟葛城市支部が設立されまして、平成18年度より年5万円を支出しております。これは、市町村及び一部事務組合の退職者で年金受給者ならどなたでも自由に加盟できるということでございます。任意団体のため、支部活動には市は関与しておりませんが、退職される職員の方全員には年金者連盟葛城市支部のお知らせと任意で加入できる旨を伝えております。

それから退職手当、退職の関係でございますけれども、退職者でございます。令和2年度末の退職者の総数は35人ということになっております。退職の理由につきましては、定年退職が2人、勸奨が1人、自己都合が2人、再任用の満了が8人、県帰還が2人、市費講師が20人となっております。自己都合の退職の理由でございますけども、希望する職への転職や健康上の理由ということで聞き及んでおります。

あとは研修の成果でございますけれども、いろいろ研修させていただいておりますけれども、研修を受講いたしまして研修の結果というのは、部長会あるいは課内会議や部内会議で報告会を実施し、広く職員に周知、よいものは積極的に取り入れていくよう指導しております。こうした成果をフィードバックすることで、課員あるいは部内全員が研修の成果を共有でき、研修の成果を活用できる体制を取っておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長から答弁いただきました。37ページの県市町村職員年金者連盟、今聞いたら葛城

市支部に払うてんねんということやな。私、何でこれ聞くか。当初は、私も知ってますよ、8万円。今、私もこの退職手当の役員もさせてもうてます。ところが、葛城市、旧當麻、旧新庄で何人退職手当組合に入ってるのか。たまたまこの会長が旧新庄の人が会長やったので、葛城市支部に助成願いたいというのが最初やねん。もうその人が辞められてから止まってるはずやねん。金額も違う。それを今堂々と言われたら、私もそんな会計見てるけども、入った形跡もない。誰宛にこれ支払いしてんのか。どういう形で監査をしてんのか。だから私は、旧當麻町の職員や言うて吉川部長は頭をひねられたけども、以前にここで言わなかったけども、一遍だけ言うて、あと聞きに行った。前からこれ出まんねんということやけど、今この受取人誰やねん。私こんなこまかい金額を言うのやないけども、やっぱり団体の補助を出した以上は、きちっとその担当課、事務方が監査をするというのは私は大前提やというふうに思ってますので、その辺を明確に答えていただきたい。金額も変わってる。なぜ金額が変わってんのかということですね。これをお答えいただきたい。

それと、研修の話。今いろいろと研修をしていただいて、研修生が帰って課長に報告する、課内で研修する、これはええことやと思いますよ。しかし、こんだけ今言いましたように、予算も流用ありき、入札についても随意契約ありきというような格好に今現状なってる。私が思うのには、やっぱり部長や課長は経験が豊富やから、例えば予算の組み方、実際としてこういうふうな方法でせなあかんとか、なぜ予算はこういうふうに組まなあかんとか、あるいは入札については事務手続はどういうふうにしまんねんとか、そういうふうな研修をされたらどうかなということを思いますけども、教えていただきたいと思います。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

私のほうからは、年金者連盟に関してお答えさせていただきます。

金額が違うとおっしゃいましたけども、平成28年度からの資料になりますけども、引き続いてずっと5万円の支出をしております。年金者連盟の葛城市支部の会員数でございますが、令和2年度の総会の資料からいきますと42名の会員数がおられまして、それなりの活動をされているわけでございます。その確認でございますが、補助金の交付要綱がございまして、それに基づいて申請なり実績報告もしていただいている中で、担当課のほうで確実にその活動内容を確認させていただいているというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 私のほうから研修のほうでございますけれども、令和2年度におきましては副市長に研修講師を務めていただいた財政研修を実施しておりますけれども、令和3年度は窓口研修といたしまして市民生活に直接影響する窓口課の課長が講師となり、各部署の基本的な事項について研修を行っておるところでございます。また、流用、契約とか予算執行のことにつきましても、そのような形で管理職が研修できないかどうか、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長のほうから、こんな小さい金額で私やり取りするつもりはないけども、私も集金に回ってるけども、こんだけの人数ない。それと誰やと言うたかて、誰宛に出してんのかいうことを明確に答えてもらってない。そやから、極端に言うたら、金額の大小にかかわらずもう廃止すべきやと私は思いますよ。特別に退職年金したもんだけ市町村から出す、教職員、国家公務員、みんな入ってるわけや。そこから出てるか、どこからも出てない。何で葛城市だけは出さなあかんねんと、こんなこと言うたら怒られるかわからんけども、私は廃止すべきやというふうに思います。それと、それ、どこ宛か言われへんのやろう、誰に出してんのか。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 誰宛に補助金を支出してるかということでございますが、年金者連盟の会計のほうの口座へ振り込んでいるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 そういう話であれば、私も調べますけども、年金者連盟いうたかて、そんな報告も何も受けてない。だから部長はそう言わざるを得んやろう、そこへ振り込んでるて。私は、実際はその前に市長も言われたと思う。前に當麻町は前から組んでまんねんという話があったと思う。そやから、何も當麻や新庄やとそんなこと俺言うてんの違うけども、私はこの分については廃止すべきやというふうに思いますので、私は権限ありませんので、廃止すべきという要望だけはします。

それと研修について、いろいろと部長、課長から言っていたいたけども、現実的にやっぱりこの葛城市の中、ある程度職員の意識を変えていかなあかん。みんな一生懸命してはる職員もいてはる。そやから私はそういう研修も大事じゃないかなというふうに思いますので、要望しかでけへんので、一応要望だけしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。2点ほどお伺いいたします。

まず40ページですけれども、2款総務費、1項総務管理費の1目になります一般管理費の中のこれは事業費として備考に書いてあるところなんです、入札・契約事業（管財課）ということで22万5,500円ほど上がっております。その内訳は委託料と使用料及び賃借料になってるわけですが、当初予算、この決算に対する当初の予算では、入札監視委員会委員報償費及びその旅費9万6,000円が計上されておりました。だから、それがここに上がってないということは、執行されていないということだろうと思います。私は、この入札監視委員会は道の駅かつらぎ建設事業において不適切な入札契約事務があったことから、それが多大に市民の方にご迷惑かけた。とりわけ新聞などで、大阪に通っておられる方々、勤務地でいろいろそういうことが話題になる。もう市民の方は本当に恥ずかしい思いをされてきた。こういうことは二度と起こらないようにするために、国の入札契約適正化法及び同指針に基づいて第三者委員会であるそうした委員会を設置すべしと、入札契約の透明性、競争性、公平性、

公正性を確保するための法律、指針に基づいて第三者委員会をつくってほしいということを繰り返し呼びかけた中で、この令和2年度の予算に初めて入札監視委員会の委員報償費が計上されたわけです。お聞きしますけれども、この入札監視委員会、これ予算計上された目的は何なのかお伺いします。この予算の目的ですね。決算についてはその目的が達成されてるかどうか、それを審査するのが決算特別委員会ですから、そもそもこれなくなってるので、当初の目的は何だったのか。つまり、ほかでそれが実現してたらいいですよ。でも、それが何だったのかについてはお答えいただきたいと思います。

続きまして47ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費であります。ここの47ページになりますけれども、47ページの備考欄で言うと企画政策事業の中の7節報償費のところですね。3万円となっております。次のページに何の3万円かということで、市政検討委員会委員報償費となっております。これについても、令和2年度の予算審議の中で私は質問しました。つまり、市政検討委員会の予算計上が毎年減っていつてると。実は、この市政検討委員会が立ち上がったのは、皆さんもご存じのとおり道の駅かつらぎ建設事業において架空工事など極めて不正な事務処理があったということで、それを外部の方々に、これは市長の諮問機関としてその見解を作っていただくということでつくられたものであります。この予算に対して3万円しか執行されてないわけでありまして。これについても市政検討委員会の当初の目的は何だったのか、これについてお伺いします。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。ただいまの谷原委員の質問についてお答えします。

入札監視委員会を予算化した目的でございますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえまして、葛城市教育委員会、上下水道部が発注する建設工事及び測量建設コンサルタント業務等について入札及び契約の過程及び内容の透明性を高めるとともに、公正な競争を確保するため、入札監視委員会を設置することを目的に予算化計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員のご質問、市政検討委員会の3万円なんですけど、まず昨年度の開催回数2回行いまして、6月26日と11月11日、これにつきましては地方創生交付金の効果検証につきまして市政検討委員の先生に効果検証を行っていただいた2回分でございます。それで、市政検討委員会の設置目的、28年12月に設置された目的ではございますが、市政に関する現状の分析、検証及び評価に関すること、市政全般に関する諸課題の洗い出し及び是正方法に関することという目的が設置目的でございます。そのような中で、市長の諮問がございましたら先生方に諮問して答申いただくという流れで設置いたしております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。入札監視委員会については、当初の目的は入札契約適正化法に基

づいて、透明性、公平性、競争性とか確保していくと。範囲を非常に狭められた形ではありませんけれども、そういうことをやろうとしてた。しかし、これ設置されなかったわけですよ。先ほどの企画政策課長からお話があったように、市政検討委員会も市政全般にわたってその現状分析、そして評価を行うと、これ第三者です。弁護士及び公認会計士の方々も入った専門家です。この方々が道の駅かつらぎ建設事業における様々な問題についても分析し評価されたわけですね。だから、これいずれも外部の目、第三者の目において市政の執行過程をきちっと見ていただいて提言いただくということでもあります。これが、1つはそもそも執行されなかった、もう一つは回数もどんどん減っていった、こういう現状であります。

その中で、先日、梨本議員が一般質問で、クリーンセンターにおける問題を取り上げられました。それが令和3年9月10日の読売新聞に、葛城市が内規違反契約ということで、クリーンセンターの補修工事など契約を業者と結ぶ際に様々な問題がありましたよという新聞が出ました。私は、ある知人がたまたま家に来られたときに、市外の方ですよ。「葛城市はまた変なことやってんねな」と。この4年間何だったんだと。市長はこうおっしゃってるんですね、この記事の中で。「違法な契約ではないが、雑な点があったことは確かでおわび申し上げます。二度とこのようなことがないように努めていく」。違法な契約ではないというふうにあります。私は違法だと思ってます。後でまたクリーンセンターのところ、第4款でこの問題取り上げますけど、梨本議員がやりきれなかったところもあると思いますが、私も調べました。しかし、市長、「おわびを申し上げます」ですが、この相手は誰なんですか。記者なんですか。私、阿古市長の見解を聞きたいと思います。こうした事件が再び起きた、それが入札監視委員会と予算、ちゃんと設けたにもかかわらず執行されてない。その決算の中で、決算審査が始まろうとするときに、決算審査いうか議会の中でこういうことが明らかになってきた。このことについて市長の見解をお伺いします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 この議論というのは一般質問の場でかなりさせていただいた、そのときの答弁を記者は、引用したと理解をしております。ですので、一般質問のときに、その実務においてそういうミスがありましたということについてのおわびを申し上げた、そのままその部分を記事にされたということやと思います。ただ、不祥事という、過去の事象の契約の問題と、今回取り上げられてる契約事務の問題とは根本的には性質の違うものやという理解をしております。確かに稚拙な事務処理が行われた、もしくは勘違いも含めまして問題があったということについてのおわびを申し上げたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 決算審査ですから、予算の当初の目的が適正に効果的に実現してるかどうか、これ調べるのが決算特別委員会ですから、適正に本当に執行されてるかということも含めて審査するのが決算特別委員会であります。したがって、単純なミスとか稚拙なミスとかおっしゃいましたけれど、それは市長の認識であって、これから4款をやる中でそれがどうだったかということはお尋ねしたいと私は思います。しかしながら、職員がこういうことで記事になっ

たことに対して、一般質問で答えたからということでのご答弁は、私としては市長として述べられる言葉としては大変不足だなという感想を申し上げておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく願いいたします。

いつも職員研修等のことについてはお聞きしておりますけど、今回はもう冒頭に吉村副委員長が言っていただきましたので、私からはもう1点だけお聞きをさせていただきます。

39ページの総務管理費の中の一般管理費の各種相談事業の中で委託料、法律相談業務等委託料ですね。今回1,080万2,545円と、当初予算からしますと大幅な委託料の増額と、法律相談に係る委託料の増額ということで、まずこれ成果報告にも書いていただきましたけども、この金額の内訳についてまず伺いをいたします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問、法律相談業務委託料の内訳でございます。まず1つ目が法律顧問、弁護士への相談委託料79万2,000円でございます。それで、2つ目が無料法律相談業務の委託料、これが96万8,000円でございます。それで、残りの費用なんですけども、損害賠償請求控訴事件、今、大阪高等裁判所で係争されておる分で住民監査請求に基づくもので30万2,742円が1つ、また同じく損害賠償請求控訴事件で44万5,767円、同じく損害賠償等反訴請求控訴事件、違う事件なんですけども103万1,800円、また最後に市が訴訟を起こされて対応しております産業廃棄物の請求事件につきまして726万2,236円の合わせました額が今回の決算額に出ておるものでございます。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 令和2年度における金額であるというふうに思いますけれども、当初予定しているその裁判、監査請求による裁判からまた逆に相手側のほうから訴えがあつて、この金額が726万2,236円、これ非常に大きい金額になってるんですが、市民の大切なお金の中から払う金額でございます。将来的な見通しというのはどうなのかと心配をするところであるんですけれども、これまでこの令和2年度はこの金額でしたけども、次の年次からもトータルで、この間、道の駅の特別委員会等の資料の中で2,300万円ぐらい全部でかかっているというふうに、非常にぎょっとしてるわけなんですけども、やはりこれだけかけてる以上、勝訴をしていく方向で頑張ってもらいたいと思うんですけれども、見通しを非常に心配するところなんです、見通しはどうかというところら辺のご所見をお願いしたいんですけれども。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく願いいたします。

個人的な課とか市としての所見というのは、司法の場で係争中でございますので控えたいと思いますけども、市としての主張はしっかり出していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

増田委員長 川村委員。

川村委員 頑張っていたきたいというふうに思いますので、もう司法の場でしか分からない。もちろん分かって言うてるんですけど、分かって言うてるんですけど、こんだけの金額が動いてるということを、やっぱりあえて市民の皆様にお知らせする必要があるのかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 よろしくお願ひします。総務管理費の43ページ、財産管理、この一番下の委託料でいつも言う登記等委託料、当初予算200万円で131万1,500円、これは境界明示とか分筆に要しましたということでこれ毎年言うてるわけやけど、私、議員になってからずっとこれ言うてきた。ひとつも1筆も登記する気はない。この中で、やっぱり市長は選挙に通られるときに、日本一より市民第一ということを掲げてこられました。私は何を言いたいかというたら、その今、登記をせなあかんいろんな未登記、この関係については金額は少ないかしらんけども、相続税の対象になってる。相続登記、ほとんどの人が自分の費用を持ってやってはる。そやから、一日も早うこれを解決するためにやっていただきたい。そもそも、その管財課から登記事務が離れてしもうたある。予算だけはここに登記あるということになったあるわけで、そんなん行政のことやし構われへんけども、何としてもこれを早いこと解決しないと後々問題が起きるということで、毎年私は言わせてもうてます。そやから、市長のほうで今後やっていくよという話になんのか、いやいやもうこんなん手つけられしまへん、もう置いときまんねんという話になんのか、もし答えられたら答えていただきたいと思います。

それから、今、谷原委員のほうから入札の関係とかありましたけども、管財課、入札・契約事務が事務分掌で入ってると思うので、一応入札のことで教えていただきたいと思います。まず、その予定価格を定めるときに、まず単純な質問、予定価格というのは誰が決めるんか。予定価格が決まったら入札調書の扱い方というのか、これを入札調書に署名するわな。これは誰が署名すんねん。それで署名をして、どういふような形でこの入札調書を保管して開札まで保管すんねんいうことですね。その入札調書、金額決まったら自筆ということになっとるけども、実質、自筆で調書を書いておられるんかいうことですね。

それを教えてもらいたいのと、この随意契約、先ほど言いましたように、管財課として随意契約であろうとこの契約事務の中で50万円以上は管財課長の合議要りますよいうことになってると思うんねんな。それが果たして、全てという言葉を使うてええんかどうか知らんけども、管財課長の合議が、皆、押してあんのかどうかいうことですね。それと、管財課として、今、令和2年度の決算やってるわけやけど、この中でかなりの随意契約がある。管財課として正しいという答えを出さんと間違いですということは出されへんけども、本当に涼しい目から見て、今いろんなことで随意契約やってるけども、これが正しいんやと。それは正しいと言わなしゃあないと思うけども、私はもっと工夫すべきやというふうに思うし、いわゆる入札、目的は何やねん。競争性、透明性、公平性、この3つを保たないかんわ。本来は

一般競争せなあかん。ところが、そんな100万円、200万円、そんなんで一般競争入札は誰も寄ってけえへん。だから指名入札もやっていく、あるいは見積り入札もやっていく。そんな中で管財課として、例えば見積り入札するときに1者見積りではあきませんか、50万円以下は2者見積りですとか、それ以上は3者見積りですと書いてあるわけや。それをきちっと各課が守って契約事務をやってるんかということをお聞きしたいというふうに思います。取りあえず、こんだけお答えいただきたいと思います。

増田委員長 ちょっと私、聞かせていただいて、今回の決算審議のところと、今、貴重なご質問でございまして、入札に関しては、契約に関しては。それとの関連がちょっと遠くになってんのかなというふうに思いますので、答えられる範囲内で結構でございますけれども、ちょっと私そういうふうに感じましたので。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

岡本委員の質問についてですが、未登記地処理等に関して、以前からご指摘いただいている件です。この処理につきましては、道路明示や開発事業、それに伴いまして判明した分については処理していったるところでございまして、去年度につきましては分筆登記を伴うものが10件、分筆を伴わないものが10件ということで、計20件の処理を行っております。この分については、引き続き、当課の事業等におきまして判明した分については処理していくという状況でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

ただいまの質問について、どこまでかということがありますが、答えさせていただきます。予定価格につきましては、発注者が競争入札を行う際、その落札金額を決定するための基準となるものであり、随意契約であっても予定価格は作成され、契約金額を決定するための基準となります。葛城市契約規則第9条により、仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならないとされております。同規則第17条による随意契約についても、同規則の第9条の規定に準じ予定価格を定めると規定されております。また、事前に予定価格を公表する場合は特に封書しないものとすると言われております。随意契約の場合につきましては、複数の見積りや設計書等により、根拠を持って価格を定め、最終決定権者が予定価格を決定し封緘するようにしております。様式の記載方法、署名か記名か、また押印箇所等の詳細につきましては、法令で規定されたものはなく、市においても定められたものではございません。あと、随意契約の在り方についてでございますが、全ての部分で管財課がというお話もございまして、最終決定権者がその責任を負って事務をしていただくということかと存じますので、よろしく申し上げます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 安川課長が説明していただきました。私が言うてんのは、いつも毎回同じ質問をして同じ答えをいただけてます。結局、その境界明示とかそういうようなときに、未登記が分かった

から登記をするとか、それはもちろんそういうことは分かるけども、事前に例えばもう道路が出来上がって分筆登記ができてない、そういうようなところ、あるいはもう分筆はしてる、所有権だけできてない、そういうところの登記を早くやっていただきたいということをお願いしてるわけで、今の開発に出てきたからそこをすんねんとかいうのと違う。そのことを私は理解していただきたいなというふうに思うんです。だから、今、開発の話が出ましたけども、開発で既に道路になってる分、分筆をして所有権変わってない、そういうようなものの扱い、分かってはる人は道路部分を売却しはらへんか知らんけども、いわゆる親番地で売買したら、枝番1も2も一緒に契約するということになってきたら、それに対してのお金も動いてくる。そのときに問題が起きてくるの違うんかということやから、事前にきちっと処理をしてくださいよということ言うてるわけやから、やっぱりその辺は課長も答弁苦しいと思うけども、今後やってもらいたいというふうにお願いをしておきます。

今、倉田課長から説明してもうたわけやけど、通り一遍の説明やなしに具体的にどうやということ言うてるわけや。ということは、入札価格を決めるときに誰が決めるんやということやんか。例えば全て市長が決めるんか、あるいは決裁権、課長やったら何ぼ、部長やったら何ぼという決裁権のある人がその価格を決めるんか。その人1人で決めるんか、それとも担当課ときちっと相談して決めるんか、どういうやり方を指導されてるんかという話してんのか、金額を決めたらいわゆる入札書、封筒、そこにすぐに入れて封印をしてんのか。ほかのもう関係者以外見られてないのかということとか、そういうことをきちっとやってもらってると思うてるけども、そういう指導を入札担当の課としてきちっと各課に徹底してもらってんのかいうことを聞きたいから、私は質問してるわけですよ。自筆についても規定はない。私は詳しいことを調べてないけども、県であろうがどこであろうが、入札調書の金額が決まったら決めた人間が自筆で署名する、一般常識ですよ、これは。それを決まってないと言われたらどうすんねん、責任感ないやないかと。金額決めた以上はその人が責任取らなあかんがな。そやから、自筆かどうかということ私は聞いているわけで、今これ、いろんなこれからまた出てくるけども、情報公開やった中で自筆で署名してる人、管財課長なんか全部自筆ですよ。ほかの課長、皆、パソコンですがな、印鑑だけ押して。それが本当にええのかどうかということとかあるんで、私は聞かせてもうてる。今、委員長のほうから、決算とこれ関係ないやないかという話があったけども、そやなしに、これを聞こうと思うたら財産管理しか聞くとこがない、そやから私は聞かせてもうとんでご理解いただきたいと思います。

あと、たくさんあとあるということやけども、やっぱりこんだけいろんな形で指摘を受けたら、何もこれを機会にということないけども、1つの機会として、今後どういうふうに改めていったらこの葛城市がようになっていくんかいう意味でいろんな質疑をしていくわけで、悪う取ったらあかん、前向きな形で取っていただきたいということやから、もう一遍、どうやってんねやということをお教えいただきたい。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 予定価格調書の作成につきましては、最終決定権者が予定価格を決定するというふうになっておりますので、最終決定権者が下段等の価格を確認してその場で封緘し、誰にも見

せないようにというふうになっております。

自筆につきましては決められたものはございませんが、責任を持って価格を決定するという上においては自筆のほうが望ましいかと思います。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 もう3回目やよって、もう言い合いせえへんけど、もっと隣接の市町村、県、一遍確認してみ。自筆で書いてない市町村、県、ありますか。予定価格の金額、今言われたように、ここで来てんのんやったら、例えば部長100万円なら100万円、そこまで決裁あねえやったら、100万円まで部長が決めますよ、それ以上200万円超えたら副市長が決めますよ、予定価格決めるのはそうなっとなのと違うんかい。そやから具体的に私は聞いとるわけやんか。市長なら市長が来たときに、市長に相談をして、どのぐらいの金額でいきますかと相談するわけやろう。何で市長が自筆でせえへんねん。そこらを、やっぱりもっとよそのまねせえとは言わんけども、やっぱり12市の中に葛城市が入ってんねんから、よその市町村に恥をかかんような事務を執らないと恥ずかしい。そやから、そこらもきちっとやってもらいたい。もう3回目やて、お願いせなしゃあないし、答弁もらわれへん。そやからきちっと今後やってもらいたい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕はちょっと簡単な質問で行かせてもらいます。46ページ、8目自治振興費の18節のすむなら葛城市住宅取得補助事業400万円、これは今この説明書の中で市内に新築を取得した方に補助するという、これ新築住宅125件となってるんですけども、これはもう1年間で125件なのかというのをまず1つお聞きしたいのと、その下の安心・安全なまちづくり事業（生活安全課）の需用費の中の燃料費25万1,002円、これ生活安全課のほうでいろいろやられてるのは、これどういったことをやられてるのか、回ってはと思うんですけども、具体的にどういった活動をされてるのかお聞かせ願います。この2点お願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のご質問、すむなら葛城市住宅取得補助事業の件数、1年間で125件だったのかということですが、そのとおりでございます。1年間で125件ございました。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のご質問でございますが、安心・安全なまちづくり事業、まず燃料費につきましては、毎日3回回っております青色防犯パトロールカーの公用車の燃料費でございます。主な事業としては、そのパトロール並びに、あとこの事業の中で出てきます高田防犯協議会とか高田地区暴力排除推進協議会、そういったところとの連携、高田署等の連携の中での防犯活動的なことの事業という形になります。この科目での事業につきましては、そ

の辺りが基本という事業になります。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 新築の住宅のほうは漏れがないんかと思うんです。それはないということで、確実に。
ありがとうございます。

あと、その回っていただいてるほうなんですけれども、いろいろアナウンスもしていただ
いてるじゃないですか。これ運転される方にあれじゃないですけど、僕最近よく見るんです
けど、移動が速すぎるんですよ。家の中におっても、ああ何か言ったなみたいな、これが
言いたかったんですよ。せっかくやらはんねやったら、こんだけお金かけて、1日、運転手
にもよるし道にもよると思うんですけども、僕あんまりああいうのは効果的にするためにと
考えたら、速い理由なんかどこにもないと思うんです。それを、誰とかそんなんじゃないで
すよ。これからの課題として、どうせやるんやったらほんまに家の中でおっても、最終何が
言いたかったんやろうみたいな感じなんですよね。それやったら何の意味があんねやろうと
思うて質問させてもらったんです。だからパトロールの件に関してもそうだと思うんですけ
ども、速くやる意味は特にないと思うんですよ。それやったら、ゆっくり丁寧にやっていた
だいたほうがええかなと思って質問させていただきました。今後の課題として言っておきま
す。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、46ページ、交通安全対策費、一番上になりますけれども、自動車急発進等抑制装置
設置補助事業と、そしてもう一つは48ページの企画費、空家等対策実施支援業務委託料、こ
れは成果報告書の15ページ、そして先ほどの自動車急発進等抑制装置につきましては13ペー
ジになるんですけれども、まず自動車急発進等抑制装置の件につきましては、この支援を受
けられる対象者、この内訳を教えていただきたいというのと、そしてもう一つ、次の空き家
対策につきましてはこれは成果報告15ページですけれども、この分につきましてはここに載
っとるんですけど、空き家対策のほうは、葛城市内の空家等の実態把握を行うための業務と
いうことで、確か以前にもう空き家のアンケート調査というんか実態は把握されたと思うん
ですね。確か、空き家は411件で管理不全な空き家が38件ということで、多分これは空き家
の利活用のほうに予算が使われるんかな思うんですけども、そこらも含めて教えていただ
きたいと思います。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの松林委員のご質問の、自動車急発進等抑制装置設置補助事業でございますが、
こちらにつきましては昨今、情勢的にも高齢者の運転による事故等の懸念もされる中で、運
転免許証自主返納制度もございますが、その促進も進まない中で、どうしても必要な運転さ
れる車の、高齢者が運転するアクセル、ブレーキの誤作動による重大事故を防ぐためにも必

要不可欠な事業としてその装置の設置補助をさせていただいている事業でございます、対象者につきましては65歳以上の方で自動車免許を保有し運転される方で、なおかつその方の使用されてる車ということで、リース、営業車を除く車両ということで、その費用の2分の1の限度額3万円を補助させていただいている制度でございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの松林委員のご質問、空き家等対策事業業務のまず業務内容の内訳なんですけども、1つ目が常設相談窓口の設置、空き家の所有者、空き家の利用者の対応、空き家バンクの設置、管理、運営、また定期相談会の開催などでございます。令和2年度中におきましては、相談につきましてはNPO法人空き家コンシェルジュに委託しておりまして、1年間で102件の相談が、電話、面談、メール等ございました。それで、空き家バンクの状況なんですけども、まず空き家を探しておられるとか利用登録については44件、物件の登録については1件ございました。また、空き家バンクに登録していた2件の物件の売買が成立しております。また、定期相談会については4回、葛城市役所において開催いたしました。それで、今後の利活用の面を中心に企画政策課は対応しておりますが、それ以外に葛城市の特定空家、危険な空き家は今のところはございませんが、その予防策として相談がありましたら、それにつきまして職員が出向きまして現場に行きまして、適切な措置をしていただくように所有者に対しまして連絡するなど対応いたしております。それにつきましても、業務委託しております空き家コンシェルジュとも連携しながら対応いたしておるところでございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 サポカーにつきましては、いつ頃からこの制度が実施をされたのか、そしてまたこのサポカーの補助事業の周知徹底はどのようにされておるのかということをお聞きしたいと思います。

そしてまた、空き家のほうにつきましては、空き家バンクでそこその実績を上げてきたなという感じがしますけれども、私が一番懸念するのは、空き家バンクとして登録できる空き家はええんですけれども、ただ管理不全な状態で非常に植栽も伸びてきて、隣近所が本当に迷惑してると、毎年毎年草木も伸びてくると隣近所が迷惑するという、そういうようなところに対してどのような対応をされておるのか、そこらをお聞かせください。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの松林委員の質問でございますが、この制度につきましては、令和2年度から補助制度としてスタートさせていただいておりますが、制度設計につきましては令和元年度から準備を進めさせていただいた中でさせていただいております。

周知、広報につきましては、当課のほうはいろんな補助事業等をさせていただく中で、細

かく分けて5月か6月号に補助制度の特集ということで、ここ数年は広報誌で見開き2ページをいただきながら周知をさせていただき、なおかつホームページ等での周知をさせていただいているところでございます。

実態把握としてはまだ実現には至ってませんが、昨今の自動車情勢等については、近隣の自動車ディーラー等にも今後研究していきたいかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの松林委員のご質問、管理不全空き家につきましての市の対応でございますが、まず市の職員が現場に相談いただきましたら行きまして、まず空き家の実態を確認いたします。その中で、情報を持ち帰りまして、空家対策特別措置法に基づきまして所有者情報なり調べまして、それに基づきまして、関係する課もいろいろ環境課なり出てきますので、連携しながら、所有者に対してお手紙を送る形で、適正な管理をお願いしますという形で、これはお願いという形なんですけど、対応いたしておるところです。写真もその際に、このような状況でございますというので、一緒に添付させていただいて連絡する形で対応しております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 自動車急発進等抑制装置、サポカーにつきまして、昨今、高齢者の運転者の死亡事故が増加傾向にあって、ブレーキとアクセルを踏み間違った悲惨な事故も多発しております。市のホームページで私も見たんですけども、よくよく調べんと分からんようなのかなという、もっともっとアウトリーチで、もっともっとあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることが今後は大事じゃないかと思しますので、ここのところはひとつよろしく願いを申し上げます。

そして、空き家のほうにつきましては最終的に写真、いろんな情報をお寄せいただいたら写真、それから手紙という、もっともっと何らかの形で、例えば葛城市のシルバー人材センターの紹介をすとか、管理不全な状態の空き家の所有者の方が応じてくれなければ、もうそれはほったらかしになりますので、やっぱりもっともっといろんな形で法的に管理料を徴収することは難しいんかもわかりませんが、だけでももっといろんな方法があるんじゃないかなと。ここのところ、もうひと工夫を考えていただきたいなと、このようにお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 交通安全で、46ページの交通安全対策費、ここの交通安全施設整備事業費1,535万円、この中でいつも成果報告書に書いてもらってるように、カーブミラー、防護柵、区画線、デリネーター、グリーンベルトとなってるわけやけど、どうもいろんな道路見てたら、通学路の白線というんか、それとかグリーンベルトというんか、これが前々から言うてるように、引かれてるところがほかのところは引かれてるのか知らんけど、特に忍海小学校区、ほとんど引かれてないいうふうな状態やから、これもお願いしたいということと、それから今、青色パ

トロールで生活安全課、これ毎日何回か回ってくれてはと思うねんな。その人らが回ったときに、例えばここは白線が消えてますよとか、例えば道路が穴開いてますよとか、そういうようなことをパトロールしてる中で見て、建設課なら建設課に通報する、この体制を取らないと、私はちょかちょかしてるから、穴開いと思ったら、「どこ穴開いてますよ」と言うけども、なかなかそんなん通報が少ないように思う。そういうような格好でもしていただいたら、もっとP T Aから要望を受けなあかんとかそういうことやなしに、自主的に市としてやっていく姿勢を示していただきたいというふうに思いますので、建設課、回答をお願いしたいと思います。

それから48ページ、企画費の企画政策事業、この中で新年度、R P Aソフト使用料247万5,000円、奈良モデルで橿原市とは協同事業をやっていきますよということで新規に要求されて、決算では未執行いう形になっとるわけやけど、例えばコロナであきまへんでしてんということになんのか、どういう理由で未執行になってんのかいうことを聞かせていただきたいと思います。

それから49ページ、防災行政無線、些細、携帯版、何回も流れてきてやっとできたということやけども、6,480万円繰越しをして4,345万円の執行になってる。この差額2,135万円不用額ですよと落としたあるわけやけど、繰越措置としてこういう措置がええのか、それを教えていただきたい。補助事業の場合に、国にこんだけの繰越しします、最終的に金余りましてん、こういうことで繰越しというのはいけるんか。今、これ起債事業やから、不用ですいうて問題ないやろうけども、私こんな処理したことないので、こういう場合にどんな処理するのか教えていただきたいというふうに思います。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

岡本委員の質問について答えさせていただきます。まず、グリーンベルトの設置の件であったかと思います。設置については、通学路点検なり大字要望があった場合、設置させていただいております。忍海校区についても要望がある場合は積極的に設置させていただくというとなりますので、その辺はまた精査させていただきます。

それと、道路の補修の件について質問があったかと思います。うちからもいろいろ問合せ、保守の要望等々ありましたらすぐに出向くようにはしてますし、また現場へ行った際なり道路パトロールを行いまして、早急に保守をするように努めてはおります。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの岡本委員のR P Aソフト使用料の不用額についてのご説明をさせていただきます。総務建設常任委員会で奥本委員もご質問されましたように、令和元年度に橿原市と葛城市で協同で奈良モデル事業でR P Aのソフトをプロポーザルによって業者選定を行いまして、N T TのR P Aソフトを採択いたしまして実証実験を行いました。それで、令和2年度にそのライセンスの使用に関しまして247万5,000円当初予算で計上いたしまして対応する予定に

なったんでございますが、まずパソコンの入替えが令和2年度の当初にございまして、RPAソフトはパソコンに依存してまして、設定が消えてしまうとまたパソコンに設定せな駄目ということがありまして、健康増進課で実証実験を行ったんですけども、そのパソコンが再度設定が必要になったときに、コロナの対応で職員の方においでいただくのが困難な状況になりました。そのようなことから、令和2年度中に他の業務でどのようなものが実装できるのかというのを、ライセンスがございまして検討いたしまして、令和2年11月頃なんですけど、子育て福祉課の保育所入所手続と学童保育所の入所手続につきまして業務のシナリオまで設定する作業まではできたんですが、実際使用する段で、受付の認定が11月頃なのでもう間に合わなかったんで、シナリオまで作成した時点で昨年度止まりました。それで最後まで頑張ってみたんですが、不用額として発生しておるということです。それで、令和3年度に引き続き実装に向けて現在も子育て福祉課で対応していただいて使用するという見込みで、今回は対応いたしておるというところでございます。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの岡本委員質問の移動系の防災行政無線のデジタル化整備事業で、おっしゃっていただいているように、令和元年度事業でしたが執行が不可能ということで、令和2年度に繰越しをお願いさせてもらって最終的には令和2年9月30日をもって竣工はしておりますが、この事業につきまして令和元年度計画の中で11月ぐらいいん入札執行しましたが契約不調ということで、最終的に工期等の問題がありましたので、令和元年12月議会で繰越しのお願いをさせていただいて承認いただいた中で令和2年度へ繰越しをさせていただきました。当初、繰越明許の議決をいただいた段階で、その事業費の総額の繰越明許費の設定をさせていただいた中で繰越しをお願いいただき、その後、入札で令和2年1月30日の入札で落札決定した中での最終的な執行額の4,345万円の契約額で執行して、契約繰越しでありまして、本来なら契約繰越しでございますので繰越額の段階で不用額を落とすことも可能でしたんですけど、まだ執行途中の初期段階でございましたので、増額等の対応も懸念されるところでしたので事業額としての繰越しをしたもので、最終的には増額が不要となり最終的な不用額ということになりました。この分については補助事業等ではなかったですけども、起債事業であるとはいえ、その辺的な精査はもう少しできるべきであったのかなということでございますので、今後はその辺りも留意しながら繰越明許費額の設定は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 安川課長に答えていただきました。私言うてんのは、その要望は要望としてしてほしいわけやけども、さっき言うたように生活安全課が青色パトロール回ってはるやんか。その回ってる中で、例えばここ白線消えてるとかそういうようなことがあったら、大字要望を一々受けんでもいけるやないかということを今お願いをしたわけです。今、修理とかそなんん電話したらもうすぐ来てくれる、それはありがたいことやねや。事故が起きたらあかんさかいな。

もう1日もかからんとぼーんと来てすぐにやってくれる、それはありがたいんや。そんなこと言うてんの違うて、そういうようなことと、いわゆる通学路をやっぱり優先的に、白線も消えてきてる、そやからできるだけ通学路を中心にそういうようなことをしてもらいたい。今も新町で交通事故があった、県道やけど白線消えてる、それが原因で事故が起きたんやないけど死亡事故が起きとるわけや、これ3日ほど前にな。そやから、そういうことになるんで事前に、お宅らも忙しいから、わざわざ日決めていかんでも、青色回ってはんねから、その人らが見ていただいて、どの箇所がどうですよということを教えていただいて対応してもらいたいということを言うてるわけやよってんな。その辺を守っていただきたいなというふうに思います。

今、高垣課長から話あったように、いろいろソフト、あるいは子育て福祉課とかやったけども、パソコンの入替えとかいろいろなことがあって令和2年度は未執行になったということやんな。これは続けてずっとやっていくということでええわけですな。

それから、課長に防災行政無線聞いてんのは、それは私も調べてるから、いつ入札があつていつがどうやと分かってるわけや。私が言うてんのは一言で言うたら、繰越し処理をどういうふうにしたらいんですかと聞いているわけや。今、お金2,100何万円余りました。この処理は不用額にぼーんと直ただけでいいんですかと、どんな処理をするか私分からへんので、どんな処理をしたらええんかということを教えてほしいと言うとるわけや。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

その不用額につきまして、現年予算でしたら次の議会での減額補正とはできるんですが、一旦繰越明許費で繰越設定したもののについては減額できないという認識で落としてません。本来、最終的に年度替わる段階で繰越額を最終確定させてするんですけど、その段階でその契約額であつたらその中で不用になったのかなというところで、私の認識ではそういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 俺、聞いてんねんから、聞いとる答えを教えてくださいやんと、そんなこと聞いてんの違うわけやんか。何を言いたいかということや。こないして不落になって1年ででけへんで、繰越す段階でやんか。どこのメーカーで見積り取ったんか知らんけども、大体どのぐらいということは分かってるやろう言うのや。繰越しというのは簡単にしたらあかんということをもつと言うとるわけや。何度も今言うてるように、制度は繰り越す制度ありますよ、余ったら繰越ししまんねん、そんなんではあかんやろうと、繰越しというのはどういうことして繰越しすんねんということをきちっとしてほしいためにこの話をしてるわけやんか。基本的には繰越しというのは契約繰越しやんか。未契約繰越しみたいなんはほんまはしたらあかんわけやん。ところが、法的に行けまんねんということをしきりに言うから、私みたいにしたらあかんねんと言うたら、違う、できまんねんと、こんな会話になるけども、そういう意味やないわけやんか。そやから、出たら不用で落とさなしゃあないのは分かつとるやん。そやけども、

どうすんのでと俺聞いているわけや。いかに繰越しするときにチェックも何もかけやんと、予算こっただけ要求したらこのまま繰り越したらええねんと、これが葛城市の実態やねん。そやから、こんなんではあかんやろうということを俺聞いているわけや。聞いていることに答えてくれやんと、一般会計がどうやとか、当該年度がどうやとか、そんなこと俺聞いているの違うというわけ。繰越しの処理というのは非常に難しい。余ったらどうすんねんということは難しいから、なかなか繰越しもできへんねん。今みたいに簡単にぼーんとできるんやったら誰も苦労せえへん。そういうことを私は言うてるわけや。今後、それは気をつけてほしい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、49ページの公平委員会についてお聞きしたいと思います。成果報告書で17ページで、この成果報告書を見ておりまして、措置要求等の件数が2件になっておりまして、ここに行きましてお伺いさせていただきたいな思いまして、職員に対する不利益な処分を審査する委員会と思うんですけれども、主に人事に関する事なんか、どのようなことに関することでされてるんか。それで、また職員自ら異議申立てをするのかどうか、ここのことをお聞かせいただけますか。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

相談の件数2件ということで、まず内容でございますが、パワハラに関する苦情相談が1件あり、対応いたしました。それから不利益処分に対する審査請求が1件あり、これについては現在審議中でございます。これにつきましては職員からの申立てということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ちょっとお聞きしたかったということです。パワハラ、そしてまた不利益処分ということで審議中ということで、今後も職員の皆様が本当に公平で公正な条件の下で働くことができますように、どうかよろしくお願いを申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、ここで休憩します。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時40分

増田委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、決算書55ページから63ページの2款の最後までの地方創生関係以外の部分で質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 よろしくお願いいたします。決算書56ページなんですが、税務総務費のふるさと応援寄附事業、これ全体で619万6,639円というふうなことです。決算書の27ページ、収入のところを見て、ふるさと応援寄附金が1,520万5,000円ということなので、この金額について4割程度に収まっているということで、好調であったというふうに評価する声も聞いております。私も評価するものでありますけれども、その前の年、前年度から令和2年度にかけて、特に工夫されたこと、例えば返礼品とかこのように工夫したとかいうことがあればお教えいただけたらと思います。

それから決算書57ページの賦課徴収費の役務費なんですが、通信運搬費93万3,379円というのが上がっていますが、これについては具体的にどういうものでしょうか。よろしくお願います。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問1つ目でございますが、まずふるさと応援寄附につきまして、こちらのほうは令和2年度途中からでございますが、ポータルサイトへの掲載を開始いたしまして、寄附金額の設定の改正、返礼品の充実、事業の委託を実施することによりまして、歳入歳出ともに増額いたしております。

あと、ポータルサイトへの掲載を開始いたしましたと同時に、クレジット決済の方法も取り入れました。昨年令和元年度と令和2年度の違いといたしましては、まず協力事業者様の数が14社から27社に、返戻品の数といたしましても約50品目から約70品目にぐんと伸びております。協力事業者様の返礼品のほうには随時受付させていただいておりますので、これはもう日々増加していると思っていただいて結構でございます。

以上でございます。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。

通信運搬費のお問合せでございますが、内容につきましては、軽自動車税納税証明書の送料、口座振替不能通知送料、あと督促の発送、また催告書の発送が主なものでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。特にふるさと納税につきましては、もうポータルサイトを新しくいいところを探していただいて開設されたというのが大きかったというふうに思います。もう明らかに力を入れられて効果が出たというふうに思います。

それから今、椿本課長がおっしゃっていただいたこの役務費の通信運搬費なんですが、その中に滞納督促というふうに伺いました。いろいろコロナ禍の中で直接行けなかったりとかいうのに対して、郵送で送ったりとかいうふうにして工夫をされたと思いますけれども、大体これだけお金をかけてどのような効果が見られたなというふうに思われているのか、あるいはこれを頑張っただけ回収できたというのがもし金額等ざっくりと分かりましたらお

教えただけたらと思います。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本です。

督促につきましては納期限後送るように地方税法のほうで定めておりまして、これはもうコロナにかかわらず送るようになっております。あと、催告書におきましては、当然、コロナの影響で臨戸訪問とかいうのは自粛しておったところでしたので、催告書も積極的に送らせていただいたというところがございます。

その効果といいますか、数字になって表れてきておりますのが、私が思うに、過年度分、滞納繰越分の徴収率については上がっておりますので、そこに効果が現れたものと感じております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 徴収率が上がると。金額で具体的にはなかなか難しいと思いますけれども、また大変なお仕事だと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは個人番号カードのこと、59ページについてお伺いをいたします。予算のほうで令和2年度の達成目標率というのを言うていただいていたようなんですが、計画の中では達成率どのぐらいになったのかということをまずお伺いいたします。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課の増井でございます。よろしくお願いします。

マイナンバーカードの交付率でございますけれども、令和3年8月31日で見ますと44.84%となっております。市のほうで定めています計画では目標が50.7%となっておりますので、少し低い状況ではありますが、順調に伸びております。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 予算のときに、達成率は今の大体40%超えぐらいに達成目標を持っていたのかな、大体順調に行っていると、推移しているということですね。もちろん、職員も投入していただいて頑張っていたというので、目標よりちょっとまだ頑張って超えていただいているというか、順調に推移してるということを確認させていただきました。

最後の負担金補助及び交付金の中の一番下のところにあります地方公共団体情報システム機構交付金1,600万円、これ金額的に大きい部分なんですけど、これはこの内容と金額的には前年度と比べると結構金額がすごく増えてる理由ですね。そこを、すみませんが、よろしくお願いします。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 地方公共団体情報システム機構への交付金ですけども、これはマイナンバーカ

ード作成に対する交付金でございます。昨年に比べてかなり金額のほう増えているんですけども、これはマイナンバーカードの発行数に応じて変わってまいります。ですので、令和元年度に比較しますと大体6倍ぐらいになっておりますので、金額もそれぐらいになっております。

川村委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 川村委員の関連で、マイナンバーカードなんですけども、伸びてるのは伸びてるんですけども、市の目標としてはちょっと届いていないということで、これ決算で言っているのかどうなのかあんまり分からないんですけども、今コロナ禍で人が集まる機会というのは少なくなってるんですけども、何かイベント事とかあったときにブースを設けるなどしてやる工夫、いろいろアイデアはあると思うんですけども、このまま今どういう、最初の頃はいろんな活動をされてたと思うんですけども、今、ある程度まで行ったら大体今度は伸び悩むのは伸び悩むとは思うんですけども、これからどういったことで数字を伸ばしていこうという工夫される予定なんですかね。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 これからについてでございますけれども、おっしゃいますように、市役所内での臨時窓口であるとか、出張して地区の公民館とか、また商業施設とか、そういったところへの出向くことも考えておりますけれども、今はコロナの関係でその辺は見合わせております。それで、それに代わってできることとしては、窓口にお見えになった方に声掛けをして、その場で写真を撮って申請につなげるというようなこともしております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 今はコロナ禍の中でそういうことはできないと思うんですけど、落ち着いた時期がいつの日か来ると思うんですけど、そのときに一斉に動けるようにというか、そういった工夫を、他市を見てもそういう工夫をずっとされてたから率が高いのも前も言わせていただいたと思うんですけども、そういったことを落ち着いたときにできるように今のうちから創意工夫をよろしくお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開につきましては13時30分から再開をさせていただきます。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 款総務費の49ページから54ページの地方創生関係の質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 お昼からも、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず特別定額給付金事業費の中の地方創生臨時交付金事業費、50ページから51ページにかけてなんですけれども、地方創生臨時交付金事業費です。この中で、感染症拡大防止事業というのがありまして、50ページの健康増進課からスタートして、新型コロナウイルス対策室、学校教育課、中央公民館、文化会館、図書館、歴史博物館、体育振興課、コミュニティセンターまで、ずっと医薬材料費というのが上がっております。これは恐らく消毒用のアルコールなのではないかなというふうに推察するわけなんですけれども、これの購入といいますのは原課ごとに行っておられるのでしょうか。それともどこかが一括購入をされているのでしょうか。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

アルコールの手指消毒液につきましては、昨年、購入することが困難な時期、そしてそのために協定を結びまして、市内の梅乃宿からアルコールを提供してもらった時期、それと購入ができるようになってきた時期と大規模に購入が可能になった時期、それによりまして購入の仕方が変わっております。

時系列的にご説明させていただきたいんですが、まず昨年の決算の時点で感染症予防対策事業としまして、その当時、アルコールとしましてはウェルパス500ミリリットル600本というのを昨年のうちに令和元年度のときの予算で買っております。その当時はまだコロナが始まってすぐでしたのですぐ手に入ったということで、これは一括購入という形を取っております。ところがその後、一括購入しようとしても全くアルコールが入らない時期がございました。そこで、今ご質問いただいております感染症拡大防止事業の健康増進課、この医薬材料費のところでございますが、この中には先ほど言いました梅乃宿と協定結んで、そこで一括購入させていただいて、ただしこのアルコールの購入の仕方というのは、手指消毒液ではなくて72%の高濃度アルコールを購入させていただいた次第でございます。それは、1回当たり800リットル、100本のポリタンクに詰めて仕入れさせていただいた内容でございましたので、健康増進課のほうから配布させていただいているという形を取らせていただいております。その後、9月頃、各そういった購入できるところに、大量ではございませんけど少しずつ入るようになってまいりました。それともう一つ、大量に私ども仕入れますと、消防法の問題がありまして、1か所に大量のアルコールを設置することができません。健康増進課としまして、小さなお子さんたちにはこの高濃度ではなくてウェルパスなどのうるおい成分の入ってるものを優先的に学校のほうには配布させていただいている状況でございました。9月からはそういったものが少しずつ入るようになってきましたので、先ほど言っていたように、医薬材料費として各学校、施設、そういったところで購入いただく形になっております。また、もう一つ、新型コロナウイルス対策室のほうで、今年の1月になりま

してから、一括で安く購入したいと考えて、要は大量にもうそろそろ仕入れられるということで、入札という方法を取れないかということでやっていただいています。ただし、これ3者で入札をしたんですが、1者しか来てもらえなかった。やはりまだそこまで大量に仕入れることができないという状況の中、1者随意契約にはなりましたが、入札の手法もしながら新型コロナウイルス対策室のほうでも手指消毒液5リットル620本を仕入れて配布するという形に持っていかせていただいている状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今ご答弁いただきまして、このアルコールが入りやすい時期、そうじゃなかった時期、いろいろ入らないときは大変苦勞もしていただいて、梅乃宿にもご協力いただいてという時期もあったということは分かりました。また保管についても今初めて伺ったんですが、大量にあると消防法の保管もいろいろ考えなきゃいかんということですね。

今、私もそれぞれがもし原課で別々に購入をするというのがずっと続いていけば、そのために皆さんそれぞれ起案をしたりとか、事務の量も多くなります。それから、あと単価も一括のほうが下がるだろうというふうに考えて質問させてもらったんですが、今度一括も含めて、今、検討というか準備とかされてるというふうに伺いましたので、また合理的な購入のほうを引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。予算書54ページの一番下の電子図書事業のところでお聞きしたい。電子図書のホームページ作成料と、あとこれもうちちょっと改めて聞きたいんですが、システム使用料とコンテンツ使用料というのはどういったものなのかをお聞きしたいのと、あと、そのホームページを見たときに図書のランキングとか特集とか作っていただいて、皆さんご存じかどうか分からないですけども、何かすごい頑張ってくれてるなと思うんですけども、ランキングが今、2位が3つあって5位が1つなんです。これ、数少なかったらこういう現象になりやすいんですよ。ば一っと数をいっぱい借りてはったら、分散して2位、3位、4位、5位となると思うんですけども、2、3件しか借りてないからランキングが同率ということですよ、多分、2位が3個あるということは。ということは、イメージですよ。使用者数というか利用者数というのが少ないのかなかと思ってるんですが、その辺の利用者数ですよ。どれぐらいの方が、あと年代ですよ。いろいろ中を見せてもうたら、エクセルとかワードとかの勉強できる本とかも、あといろんな本を、今、用意してくれてると思うんです。多種多様な年代にも対応してるのかなと思うんですけども、その辺の統計を一度お願いできますか。

増田委員長 石川館長。

石川図書館長 図書館の石川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまいただきました質問ですけれども、図書館システム使用料の件につきましては、

こちらは電子図書館の電子書籍の閲覧や貸出を行う際に使用する専用のシステムの使用料となっております。

また、電子図書コンテンツの使用料でございますけれども、こちらは電子書籍を借りる際に発生する使用料でございます。

現在の利用者状況でございますけれども、現在、貸出回数ですけれども、令和2年12月25日の運用開始から令和3年8月31日までの期間で貸出しされた回数が1,432回となっております。しかし、実際にその貸出回数の中で利用された方の人数が219人となっております。

また、年代別の利用状況についてでございますが、一番多く利用していただいておりますのが、6歳から12歳の年齢となっております。続いて40代、それから50代、60代、30代というような状況でございます。

以上でございます。

杉本委員 人数は分からないですか、年代別の。

石川図書館長 人数ですか、少しお待ちください。すぐに調べます。

お待たせいたしました。年代別で一番利用されておりますのが、先ほどは貸出回数では6歳から12歳が一番貸出しの回数が多いということで報告させていただきましたが、実利用者数で一番多い年代でございますが、40代でございます。続いて50代、それから30代となっております。

増田委員長 人数。

石川図書館長 40代の利用が一番多いのですが、50人となっております。続いて、50代が41人、30代が36人という状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。システムとコンテンツのほうは分かるんですけども、今、ランキングとか特集とかホームページの中でいろいろ組んでもうてるじゃないですか。それはすごいことやと思うんですけども、これから続々とまた本が増えていく形ですよ、もちろん。そのためにこのお金がかかってると思うんですけども、こういった作業というのは業者に頼む、その費用はもうここに入ってるんですかね。今言いたみたい、ランキングがあったり、特集組んだり、今、ハロウィンになってたんですよ。ハロウィンをずっとやってるわけじゃないので、また変えやなあかんじゃないですか。そういうのもどなたが、業者に頼んでその費用というのはどこに載ってるのかというのと、あとよく利用されてるという年代の方々にお聞きしたんですけども、やっぱり葛城市は3万7,000人規模から考えたら少ないと思うんですよ、単純に。結構こだけお金かけて、僕はいいもんやと思ってるからお聞きしたいんですけども、これからこのホームページ、図書館といったら何かイメージ的にやっぱり子どもたちのためやったり、もっと逆にめっちゃ難しい本があったりというイメージやと思うんですけども、そうではないんですよ。先ほど言いたみたい、エクセルの勉強をする本であったりとかあるんですけども、もっと皆さんに知っていただいて、例えばよそのアプリの本、被ってる本もあると思うんですよ、同じような内容。それお金払ってはる人でも

ただで見れるというわけじゃないですか。そういう工夫というのはどういったふうに考えられてるのか、このままこの人数で行かはるというわけではないと思うので、その辺の今後の展望をお願いします。

増田委員長 石川館長。

石川図書館長 石川でございます。よろしくお願いいたします。

利用率の多いコンテンツのランキングにつきましては、あれは利用された方が利用された後、自動的にランキングが付くものでございます。

それから特集につきましては、あれは図書館の職員のほうで、この時期にはこういう特集を組んだほうがいいのではないかと、今こういうものが流行ってるのではないかといろいろな考えながら特集というものを組ませていただいております。

現在の利用者数が大変少ないというところは、図書館でも大変危惧しておるところでございます。いろいろPRをしておりますけれども、皆さん、紙の本のほうを利用したいという方が多いので、電子書籍のほうを利用させていただくことがなかなかないような状況でございますけれども、図書館としましては、なかなか図書館に来ることができない利用者でありますとか、そういう方々とか、また今まで図書館に入れてこなかった問題集とか資格取得のための参考書とか、そういうものを幅広く収集いたしまして利用につなげていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 更新に関しては職員の方々がやっただから費用はかからないという、それはホームページ自体を見たときに複雑なん違うのと思っちゃったので、それはご努力ありがとうございます。

あと、利用者数を増やすということに関してはなんですけれども、それは図書館に来られる方に聞いたら、それはそうでしょう。じゃなくて、考え方としては、今まで図書館に行っておられなかった方でも家で図書館の本を読めるように持っていかなあかんわけじゃないですか。そのためにPRを考えやなあかんと思うんです。図書館に来られる方に聞いたら、それは本が好きやから、その場で本を借りて帰るのは当然のことで、でも多分これ今お聞きしてはる人で、電子図書あったんやという人が多分たくさんおられると思うんですよね。そういった方々にどうやってアピールしていくのかが大事やと思うので、その辺の方向性だけまた今後、せっかくこんないいもん作っていただいて、僕はいいもんやと思ってるんですけども、しっかりと広げていただけるようにこれからもよろしくお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 吉村副委員長の関連で聞きたいと思います。ページ数で言うと50ページから51ページにかけてですけども、先ほどありました地方創生臨時交付金事業の中での感染症拡大防止事業ということで、先ほど質問がありました。これは健康増進課もそうですし、新型コロナウイ

ルス対策室も学校教育課も、ずっと各課、各部署で医薬品を購入されているわけです。消毒液だと思いますが、私も情報開示請求によりまして令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る契約実績というものをいただきました。管財課のほうに請求しました。それを見ますと、先ほど部長がおっしゃったように、当初は例えば酒造会社からアルコールを提供していただいたりして、なかなか確保が大変であったというふうなことがこの資料を見ても分かるんですけども、比較的手に入りやすくなったとされる9月以降順次少しずつ入るようになったということですけども、これは具体的に言いますと、先ほど吉村副委員長もおっしゃいましたけれども、例えばこれ健康増進課の消毒液35リットル、これA社としておきますけどA社から10月12日に購入してます。30リットルを10月19日、30リットルを10月28日、35リットルを11月10日、35リットルを11月20日、10日置きぐらいに買っていると。それから5リットルを11月24日、5リットルを12月10日、35リットルを12月11日、95リットルを12月11日と、それぞれ契約方法を少額随意契約ということで、少額の随意契約の場合は簡単にできますから、そういう形でやっておられるわけです。先ほどもありましたように、一定のめどが来たときには大量に購入して入札にして単価を下げていくと、そこから各課に配布したらいいんですが、これは健康増進課のみなんです。先ほど子育て福祉課も同じように購入されてます。でも、先ほどおっしゃったように3月下旬ぐらいから健康増進課のほうで大量に買われて、それ以降は各課であまり購入のほうはこちらの記録はないので分かりませんが、体制として、後半にかけて一括購入するというふうな体制になってきているのか、それとも相変わらず各課で各現場で買うようになっているのか。特に私がびっくりしたのは、時々ホームセンターへ行って買ってるんです。そういうふうな体制になっているのかどうか、なりつつあるのかどうか、これについて決算ですからもう終わってるところなんですけれども、ちょっと見まして、やっぱり効率的に行かなければいけないと思うんです。一々もう担当課の方がその都度発注してるという感じがありますので、そういう面でも行政効率が悪いかなと思いますので、どうなってるんかということをお聞きしたいと思います。

その上で管財課の方にお聞きしたいんですけども、先ほど岡本委員が質問した中に、予定価格については随意契約でも作らなければいけない、仕様書、設計書に基づいて。でも、少額随意契約の場合はそうではないですよ。少額随意契約でも作らなければいけません。あるいは緊急時の場合も作らなければいけません。その金額によってどうなってるんでしょうか。でないと、一々そういう文書を作って発注してるのかと、もう非常に単価としては3万円とか1万円とか2万何ぼとかいうのをその都度発注されてるんですけども、それもいろんな課でやられてると。その都度そんなものを作らなければいけないような規則になってるのかどうか、少額随意契約の場合はそういうことはなしで行ってるのかどうか。ここをお聞きします、2点ほど。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 私、先ほど説明が漏れてた部分もありますので、それも補足させていただきたいんです。まず、学校とか中央公民館とかで9月頃から買われるに当たって、当然、先ほど言いましたように消防法の関係もありまして、私どものほうで保管して在庫管理を保健師のほ

うはやっておりましたけれども、すごくいろんな場所に置いてるために効率が悪かったんです。そこで、この当時、買おうと思っても、先ほど言うていただきましたように30リットルだけとかあいう単位でしか、まだ9月頃は買えませんでした。そこで、私どもが手に入れた、従来からアルコールを使ってたというのは、令和元年頃まではほぼ私どもの保健福祉部内の健康増進課か長寿福祉課ぐらいしか使っておりませんでした。どれぐらいの単価だったかというのも持っておりまして、その単価をほかの部署の方々、教育委員会にもお知らせした上で購入してほしいという形にさせていただくことで、高い値段で買われないようにというアナウンスはさせていただいたところであります。

それと、まとめて購入ということなんですが、先ほど言いましたが、ページで行きますと決算書の51ページの新型コロナウイルス対策室の医薬材料費300万800円、それと成果報告書におきまして18ページのところに手指消毒液（医薬材料費）5リットル620本のところに、その金額を記載させていただいております。これにつきましては、先ほど吉村副委員長のご質問にありましたときのように、まとめて購入できる時期、ちょうど今年の1月に入札をかけさせていただきました。残念ながら、こんだけのまとまった数を納品できる業者というのは、3者に出してもらったんですが1者だけということでございましたが、単価としては割り算していただいたら1リットル当たり968円ぐらいまで下がっている状況で購入できたと考えております。今後もこういった形でまとめてやっていけるのであれば、こちらのほうが安く上がると考えております。

以上です。

増田委員長 契約の話はありましたか。

管財、倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

予定価格につきましては、葛城市契約規則第9条及び第17条によって随意契約によっても契約規則第9条の規定によりまして予定価格を定めると規定されております。ただ、財務省の通達によりまして、100万円以下の契約につきましては省略しても差し支えないとされているということや、法令で定められた規則、規定されたものもございませんので、各自治体がそれぞれ財務規則、契約規則によりまして運用されております。少額につきましては、金額の範囲内で課長なり担当部署の責任において購入する場合もございますので、一概に100%全部がということではないと思います。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 また森井部長にお伺いしたいんですけども、分からなかったのは消防法の関係があるからまとめて買うことができないとおっしゃいました。しかしこれを見ますと、先ほどありましたように、もう3月にかなりまとめて購入されてるわけです。先ほどありましたように、なかなか1者しかなかったのが、2,500リットルです。続いて、5日置いて3月31日に600リットル購入されてるわけです。消防法とどう関係があるのか、私そこら辺が分かりません。だから、一括購入したらそれぞれの部にそれに配置するとかあろうかと思うんですね。消耗

品だったら、紙の購入なんかでも、多分年間で紙を買ってどさっと市役所に置いてるというわけではなくて、その都度というふうな形もあろうかと思うんですけれども、そこら辺が理解できなかったのも、これが1つですね。

それから管財課のほうですけれども、葛城市の規則では必要だと。しかし、今、財務省のほうからそういう通達もあるので、それに準じてやってるということで理解していいわけですね。だから、ここら辺はきちっと規則にのっとって、通達にのっとって運用してるということだろうと思いますが、行政の効率ということもあると思うんです。各課がその都度発注していく、その都度仕様書も作らなければならないということよりも、できるなら一括購入できる時期が始まったらやったらいいと思うんですけれども、消防法の関係だけは分からないのでお願いします。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。実は、このアルコールの確保、当初私ども、健康増進課で行っておりました。健康増進課で購入したものをポリタンクに詰めていろんな場所に配置しながら、先ほども言いましたように、手指消毒液の中でもうるおい成分とか入ってる部分を子どもたちへ、そうじゃない分については庁舎などで使うというふうな割り振りをしながらやってたんです。消防法ですが、80リットル以上同じ場所に置けないので、そういうようなバランス、分けるような形を取らせていただきました。分けた上で、9月頃にはもう在庫がなくなってきてまして、それぞれ買っていかなければいけない状況だったんですが、その時点では、先ほど谷原委員が言っていただきましたように、大体確保できるのが35リットルとか30リットルとか、その都度あるだけ買わせてもらっててもこういう状況でございまして、各部署からそれぞれ必要な分を買っていただけたら手が……。

（「消防法の部分だけでええ」の声あり）

森井保健福祉部長 すみません。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ここの趣旨は、できるだけまとめて単価を安くして、原課がいろいろとその手続することは不効率になるのでよろしくお願ひしたいということをお願いしておきます。特に、私が気になったのは防災備蓄も必要だと思うんですよね。だからそういうところを回しながら、余ったら防災備蓄として80リットル未満だったら各倉庫に置いておくという形で、必要であればまたそこから各課へ配布するなり、取り回しを工夫していただいて、できるだけ節約を心がけていただけたらと思います。そうすればほかの物も買えることになりますので、よろしくお願ひします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、52ページ、感染症予防対策事業、新型コロナウイルス対策室、備品購入費438万1,960円、この件について、時間がないんで1つだけ、この分だけということにしておきますけれども、3回に分けて飛散防止の亚克力板を買うてはるわけやんな。1つは一番最初、厚さ3ミリで幅120センチ、高さ80センチ、窓開きが50センチとかこういう規定があって、

200枚これを買うてはる。こういうようなときに仕様書をきちっと作って発注されてるのか。このときは指名競争、4者指名してるということやな。この金額、予定価格が440万円、設計価格も440万円ということやんな。ここの予定価格の決定者、朝から管財課に聞いたら、担当課長の決裁金額、決裁額によって決めてる、こういう話だったわけやろう。ところが、これ管財課長が予定価格調書の作成者となったある。ほんなら、管財課長が440万円の決裁権があるのかどうかということやんな。その次のやつについては、これも枚数は120枚いう形になって、この分については3者見積りいうことになってる。このときも予定価格59万4,000円、ここまで出たあるわけ。ということは、事前にももちろん見積りも取って仕様書も作ってきちっとした中で予定価格が設定されたというふうに思う。しかし、この予定価格の決定者は総務部長になってる。これは金額から見たら、それは部長でいけるやろう。しかし、新型コロナウイルス対策室が何で総務部長の予定価格の決定権者になるのかということやんな。その次に3つ目、また同じアクリル板、大きさは皆違う、幅900ミリ、高さ1,800ミリとか、それは皆違うやろう。しかし、このときは予定価格が29万7,000円、契約金額が29万6,560円、ここまで近い金額になってる。この予定価格の決定権者は誰や。コロナ対策の理事と、こうなったあるわけ。だから、私は最初にきちっと答弁をもらえんかったけども、先に入札関係は聞いているわけや。聞いていることと、なぜ新型コロナウイルス対策室だけがこういうふうな発注の仕方をされるんかいうことをきちっと教えてもらいたい。

それと、金額についても全く同じものと違うからなかなか比較ができてにくい。ところが、最初の200枚の金額については1枚1万8,000円ぐらいするわけやな、1枚単価に直したら。2回目って言うたら、ちょっと2回目わからん。3回目、例えば37,000円とか、バラバラやけども、本当に大体ほぼほぼその品物に対して同じような金額になってんのか、その都度によって全然こんだけ金額違いまんねんとなってるように私は思う。そこらの答弁をお願いしたい。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、このアクリル板でございます。今、岡本委員おっしゃった1枚目はこの理事者側に並べてありますこの大きさのやつでございます。これを要は200枚買わせていただきました。1万6,590円でございます。続いて、飛沫防止用のアクリルパネル、これは2つ目のやつでございます。3,300円でございます。これを120枚。これは議員の間に置いてあるこれでございます。これを120枚買わせていただきました。続きまして、大型用飛沫防止用アクリル板、これは単価3万3,700円掛ける8枚ということで、これはよく芸能人がテレビ等で立ってるときに横に大きな等身大のパネルがあります。それを8枚買わせていただきまして、あらゆる集会等があればそれを使いまして、飛沫を防ごうということで買わせてもらったことでございます。

それで、2番目、岡本委員おっしゃられたコロナが総務部長のということでございますけれども、当時そのときは新型コロナウイルス対策室は総務部に配属になっておりまして、今年の4月から保健福祉部が変わっておりますので、そういったことでございます。

それとあとの2つ目、3つ目ですね。全部予定価格に對しましてということでございますけれども、80万円以下は業者選定委員会不要等がございます。それによりまして、3者の見積り、または2者の見積りということで、1号随意契約80万円以下は見積合わせでよいということになっておりますので、それを適用させていただきまして購入したということでございます。

以上です。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 午前中、予定価格の決定権者につきましてご説明させていただきましたが、決定権者が予定価格を決めるのは随意契約でございます。入札の執行に関しましては、入札執行担当課である管財課長が予定価格を決定することになっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ質問したけども、例えば今、倉田課長が言うた、入札の場合は担当課いうことになってるわけやろう。その金額関係ないわけやろう。何でその権限あんな。例えば、金額について、部長が例えば100万円なら100万円までということを決裁規定なったあるわけやねん。それに、予定価格だけは市長決裁やなしに部長や課長決裁になっていくんか。その説明はおかしいん違うん。それと、それはその当時総務部長やったんでそれは総務部長のあれやったんか知らんけども、いわゆる見積りを例えば1回目のときに何者見積り取って予定価格を決められてんのかということは、今丁寧にこの分だ、どの分だと教えてもうたけども、これに対して職員が設計できるんか、設計でけへんねやったら見積りを徴するわけや。そんな中で、いわゆる仕様書を作って、3者なら3者が見積り出して、その平均で予定価格を決めていく、それをもって入札するという手続を取るのと違うんかいと私は思うてます。それは見積り合わせ、金額小さいさかいということもあるわけやけども、きちっと時間があんなのであれば、できるだけ随意契約しないで入札に持っていくというのが道やと朝からずつと言うとる。施行令第167条で随意契約できまんねんと、これも随意契約行けまんねんと、先にそれが出てくる。なぜ先に入札をするということが出てけえへんねん。それをずっと朝からも言うてきた。そこら、どうするんか。今言うてるように、倉田課長が言うのが正しいんか、私が間違ってるんか、はっきり今してください。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

入札につきましては入札を執行する担当課が入札の責任を持ってやるということで、予定価格調書につきましては管財課長がやっております。

随意契約につきましては、担当部署、担当課長なりその上の決定権者が責任を持って行うということになりますので、最後の決定権者によって予定価格調書を決定させております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 そうなったあんなやったらそんでええかしらんけども、後々まだまだ聞いていくところが

あんねから、ほんまにそうだったんのか、なってないのか、問いただしていかなきゃあないと思うけども、東理事に聞いているように、一番当初、これは指名競争にしたあるけども、予定価格をどうして決められたんか、これだけ、その次も、例えば見積り取ってこういうにしましたというこの答えをもうてないので、その答えをお願いしたいと思います。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 正確な数字とかというのを申し上げなければならないと思いますので、今、私、手元にその資料がございませんので、調べさせていただいて報告させていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 パネルの話が出たんで関連でお聞きしたいんですけども、この市役所の窓口は全部パネル付けていただいて感染症対策、そしてなおかつマスクしてて、僕はこれは窓口に来られた方は聞きづらいん違うかなと僕ずっと思うとって、いろいろ調べたら、他市とかやったら、総合窓口とかやったらマイク置かはるところがあるんです。僕、葛城市の市役所の窓口見ても、高齢者の方、耳遠い方とか聞きにくいん違うかなと後ろ姿を何回も見たんですけど、今もうパネルは付けていただいたので、それは効果的やったと思うんですが、さらにそこで出てくる問題というか、そういう問題があると思うんですけども、そういう考え、そういう声は葛城市では今ないんですかね。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。

ご意見ありがとうございます。今の状況といたしましては、窓口課からそういったことは要望としてあがってきておらない状況で、私ども考えておりますのは、委員おっしゃるように穴を開けるわけにはいけないので、そういうマイクの設備等は当初考えておったところでございます。今、コロナワクチン接種会場でも、耳の遠い方にはこうやって耳に当てたら聞けるようなそういうなんも置いていますし、そういったことで今後考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 全部が全部付けやんでも、その高齢者の方とか耳遠い方が来られる窓口は決まってると思うので、そこを最優先にまずは付けていただいて、参考までに大和高田市新庁舎では窓口ではもうマイク付けてるので、その辺参考にさせていただいて、声がないにしても確実にある問題じゃないですか、みんなマスクしてしゃべってるので、そこはもう今でも考えておられるというので、よろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 私からは、皆さんと同じく感染症拡大防止事業の50ページから51ページにかけてですが、

いろんな手指消毒の購入等について先ほどから質問ありましたが、私はその運用について、特に児童・生徒に係る手指消毒の実際の運用はどのようにされているのかと。学校現場で、学校教育課はあるんですが、保育所はどこにあるのかなとちょっと分からないんですけど、先にその答弁をいただいて、それから学校現場について聞かせていただきますけれども、学校登校しまして、子どもたちが最初に手指消毒をして学校内に入る、手指消毒を1日どのようなタイミングで使用して安全対策を図っていただいているのかという1つの行程ですね。それについて一度お伺いをしたいなと思っております。その監視・監督を先生方がやっていたら、先生方非常に多忙な中で、どのような指導の方法をされてるのかと。玄関で一番最初に入るときに徹底されてるのかというところら辺、いろいろと保護者のほうから心配なご意見もいただいておりますので、ご答弁をいただきたいと思います。

保育所はどうか、保育所のところはどこにあるのか分からないんですけど、保育所の場合も同じなんですが、その運用はどこから始まって1日の構成はどうか、もちろん手指消毒だけでなくて手洗い、うがい等もあると思いますけど、感染対策全般教えていただきたいと思います。

増田委員長 教育長。

椿本教育長 教育長の椿本でございます。

まず、小・中学校において、手指消毒のことのお問合せだと思います。昨年度は手指消毒液がなかなか不足してるときにおきましては、学校現場においては手洗いを積極的に進めるということで、なかなか手指消毒を使つてのところまでは行かないところでありましたけれども、今年度、特にこの2学期からにおいては、消毒液を使った手指消毒というのを学校のほうでもやってるところです。まず、登校した際ですけれども、各家庭のほうには、当然、マスクの着用であつたりとか、検温等の健康観察というのを家庭でお願いしているところです。学校では教室に入る前に手指消毒を子どもたちにいただき、そして担当の教員のほうが検温等、健康観察票を忘れた児童・生徒がおりましたら検温して健康観察をして教室に入室するというようなことで行っています。一旦教室に入りますと、教室ではできる限り今は教室での活動をしてるところですけれども、移動教室等がありましたら、共有部分については感染症対策員の方に消毒をしていただいたりとか、特にドアノブであつたり手摺り、トイレ等は感染症対策員の方にやっていただいているところです。また、給食の時間におきましても、改めて手指消毒をするとともに、給食の時間は黙食を徹底しているところでもあります。下校に関しましては特に手指消毒はしてないんですけれども、今、手指消毒液というのは学級に置けるところは学級に置いて子どもたちが自由に使えるところもあるんですけれども、ある程度、中学校等では教員が必要なときに使えるように持ち出して使っていただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

保育所のほうなんですけれども、決算書の88ページのほうに感染症予防対策事業というこ

とで、公立保育所ではこの科目で消毒液等々、コロナ対策の物品なりは買わせていただいております。私立につきましては、民間保育所育成助成事業補助金があると思うんですけれども、この中で国の事業で、出はこの助成事業で私立にもそういう補助金を流させていただいているという形になっております。保育所での朝からと帰るまでのあれなんですけれども、手洗い、検温等、あと換気等は十分にさせていただいております、マスク対応も、0歳、1歳、2歳につきましてはマスク対応は強制はしておりません。3歳、4歳、5歳、特に今、コロナで保育所の子どもも出てることもありますので、強制ではないんですけれども、3歳、4歳、5歳も協力という形で依頼をさせていただくところがございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 丁寧なご答弁をいただきまして、要するに学校現場では教室単位で担任の先生を基に徹底指導されてるということですね。登校して昇降口で手指消毒をまずするというようなことがあった時期が、そんな時期があったのかどうかということを確認だけしておきたかったんですけれども、昇降口を経て教室に入る前に手指消毒をするというふうに捉えさせてもらってよろしいですね。そこで、例えば保護者の方が忘れ物とかして持ってこられたときに、昇降口でされてない、手指消毒しないねんというようなお問合せもありましたので、そこを経て教室に入る前から徹底しているということを再度確認させていただきましたので、またそのように言ってあげたいと思います。

保育所もいろいろいろんなところで感染等もありまして、なかなか3歳から5歳のマスクの徹底も難しいと思うんですが、手洗いをきちっと覚えたりというような、そういう習慣はついてるし、なかなか個々に難しいとは思いますが、小さな指導から始めていただいて、あと保育士があとの現場をきれいに清掃していただいているということで、それはもう本当に頭の下がる思いですので、先ほど学校で感染症対策員、その方たちの努力によって最小限にとどめていただくということもこれからお願いをしまして、要望としておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、50ページの地方創生臨時交付金事業費のテレビ会議システム構築事業、成果報告書では17ページの一番下段です。ここのところで、この内容は新庄庁舎を会議の拠点としてテレビ会議システムの機能ということで、こういうテレビ会議を導入しますと、當麻、新庄庁舎、2庁舎間を職員が自動車で往復する移動距離も必然的に下がってくると思うんですけれども、こういうようなところで目に見える形で効果的なもの、燃料等々あると思うんですけれども、どういうようなところがあるか教えていただきたいと思います。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしくお願いいたします。

テレビ会議システム構築事業ということで、去年に導入させていただいたテレビ会議システムなんですけれども、委員がおっしゃっていただいたとおり、一番初めに重要とするのが3密を避ける、職員の間でもコロナの感染を予防するという意味で導入させていただきまして、それ

ともう一つ、新庄庁舎と當麻庁舎の職員の移動を極力減らして効率よく業務をしようということで、毎週行われております部長会等々、當麻庁舎から新庄庁舎のほうに來られる部長の移動の時間短縮、またおっしゃっていただいたようにガソリン等の燃料の節約に効果を上げているんじゃないかと考えております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 時短、そしてまた燃料等のところで目に見える形で表れてきているということで、もう一つ私が思うところは事故です。移動距離がどうしても増えますと事故のリスクが高まりますので、事故という部分も若干は減ってはいるのでしょうか。分かりますか。分かりませんか。分からなかったらまた教えてください。分かりました。またそれは教えていただいて、今後、テレビ会議システムもリアルではなく、やっぱりテレビ会議システムの利点というものを更に生かしていただいて、例えば同庁舎内でもテレビ会議を導入するとか、そういう利点を更に生かして進めていっていただきたいなと思います。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

それでは、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 それでは、続きまして、3款、4款のご説明をさせていただきます。

決算書の63ページをお願いします。3款民生費でございます。全体といたしまして56億3,502万4,318円の支出でございます。また、1,158万円を繰越いたしました。

1項1目社会福祉総務費では6億9,087万9,082円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、64ページをお願いします。真ん中より下でございます。後期高齢者医療事業といたしまして3億7,225万9,733円の支出でございます。

ページ飛びまして、66ページをお願いします。2目国民健康保険医療助成費におきましては、国民健康保険医療助成費繰出金といたしまして2億716万5,530円の支出でございます。

3目後期高齢者医療保険医療助成費におきましては、後期高齢者医療保険医療助成費繰出金といたしまして9,347万5,456円の支出でございます。

4目障害者福祉費では、10億9,209万8,298円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、68ページをお願いします。自立支援給付事業といたしまして6億9,116万5,666円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5目老人福祉費におきましては、5億3,627万5,766円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、70ページをお願いします。敬老事業で8,665万2,518円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、6目介護保険料助成費におきましては、介護保険料

助成費繰出金といたしまして4,237万3,680円の支出でございます。

7目いきいきセンター管理運営費におきましては、3,703万8,155円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、72ページでございます。いきがい対策事業といたしまして1,835万4,741円の支出でございます。

8目福祉推進費におきましては、1億1,930万8,280円の支出でございます。主な事業といたしましては、福祉総合ステーション管理運営事業で8,705万4,100円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目児童福祉総務費におきましては、3億4,244万8,271円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、75ページお願いします。児童扶養手当事業で1億6,415万9,743円の支出でございます。

2目児童措置費におきましては、12億8,157万6,363円の支出でございます。主な事業といたしましては、一番下、児童手当事業でございます。6億6,878万円の支出でございます。

めくっていただきまして、76ページをお願いします。3目保育所費におきましては、3億7,903万1,475円の支出でございます。主な事業といたしましては、市立保育所運営事業で1億7,411万7,227円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4目児童館費におきましては、1億546万6,719円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、78ページ、児童館・学童保育所運営事業で5,689万6,401円の支出でございます。

下のページをお願いします。5目ひとり親家庭等福祉費では、ひとり親家庭等医療扶助事業としまして2,623万4,579円の支出でございます。

6目地域子育て支援センター事業費では、人件費と地域子育て支援センター運営事業を合わせまして1,041万1,524円の支出でございます。

めくっていただきまして、80ページをお願いします。7目こども・若者サポートセンター事業におきましては、9,997万7,226円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、82ページでございます。子ども若者育成支援事業で4,978万5,104円の支出でございます。

8目子育て世帯臨時特別給付金事業費では、人件費と子育て世帯臨時特別給付金事業を合わせまして6,206万3,435円の支出でございます。

下のページをお願いします。9目ひとり親世帯臨時特別給付金事業費では、人件費とひとり親世帯臨時特別給付金事業を合わせまして6,204万1,289円の支出でございます。

3項1目国民年金事務取扱費におきましては、人件費と国民年金事務取扱事業を合わせまして1,171万6,347円の支出でございます。

めくっていただきまして、84ページをお願いします。4項1目生活保護総務費におきましても、人件費と生活保護総務事業を合わせまして3,177万3,418円の支出でございます。

下のページをお願いします。2目扶助費におきましては、生活保護費支給事業といたしまして、4億366万9,425円の支出でございます。

5項1目災害救助金につきましての支出はございません。

めくっていただきまして、86ページをお願いします。続きまして、4款衛生費でございま

す。全体といたしまして、13億2,380万5,237円の支出でございます。

1 項 1 目保健衛生総務費では、保健衛生総務事業といたしまして、2,346万8,661円の支出でございます。

2 目予防費におきましては、1 億8,171万328円の支出でございます。主な事業といたしましては、予防接種事業で1 億1,702万4,826円の支出でございます。

めくっていただきまして、88ページをお願いします。3 目生活衛生費におきましては、犬の登録及び狂犬病予防注射事業といたしまして47万2,038円の支出でございます。

4 目健康づくり推進事業費では、健康づくり事業といたしまして2,513万5,876円の支出でございます。

5 目母子保健事業費では、母子保健事業といたしまして3,702万6,606円の支出でございます。

めくっていただきまして、90ページをお願いします。6 目保健施設費におきましては、1 億886万9,372円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、新庄健康福祉センター管理事業で1,630万9,559円の支出でございます。

めくっていただきまして、92ページをお願いします。7 目環境衛生費におきましては、1 億6,186万674円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、一番下でございます二酸化炭素排出抑制対策事業で1 億1,065万2,300円の支出でございます。

めくっていただきまして、94ページをお願いします。8 目火葬場費におきましては、火葬場管理事業といたしまして3,526万1,628円の支出でございます。

2 項 1 目清掃総務費におきましては、3,349万364円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、清掃総務管理事業といたしまして215万7,444円の支出でございます。

2 目塵芥処理費におきましては、6 億2,103万3,991円の支出でございます。主な事業といたしましては、次のページ96ページをお願いします。一番下です。可燃ごみ処理事業で4 億1,354万6,225円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、3 目し尿処理費におきましては、9,326万5,623円の支出でございます。主な事業といたしましては、葛城地区清掃事務組合負担金で7,575万9,864円の支出でございます。

めくっていただきまして、98ページをお願いします。4 目地域循環型社会形成推進事業費では、リサイクルプラザ運営事業、管理事業合わせまして221万76円の支出でございます。

以上で3 款民生費、4 款衛生費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、まず3 款民生費に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 民生費についてお伺いいたします。まず、報告書27ページです。住居確保給付事業給

付費、23世帯、532万400円とあります。決算書では66ページ、社会福祉総務費の扶助費の分なんですけれども、これ当初予算では家賃3万5,000円掛ける5世帯ということで100万5,000円を見込んでいたというふうに思います。これ、当初の説明で4分の3が国費であるが市の単費だというふうに伺っておりますが、コロナ禍で予想を上回って給付が増えたものだというふうに推測するものですが、実際のところ、給付に至った理由で多いもの、主なものは何でしょうか。また、一人世帯、二人世帯などの内訳について伺いをいたします。

それから決算書70ページなんですが、老人福祉費、負担金補助及び交付金の寿連合会事業助成金、これが5万2,580円とすごい少ないんですが、当初予算では50万円ございました。まずは、当初予算の内訳につきまして伺いをいたします。

それから決算書75ページです。児童福祉総務費、児童措置費の中の保育補助者雇上強化事業補助金280万円ですね。これ当初予算ではもっと多くて677万4,000円とありましたけれども、これは保育士不足に対応するために民間保育所に対する助成金というふうに伺っておりますけれども、これの具体的な内容についてご説明をお願いします。

以上です。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。

ただいまの吉村副委員長のご質問に答えさせていただきます。

住居確保給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして支給対象者の拡大、もともとは離職者だったんですけども、それ以外にコロナで収入が激減して離職と同程度の方ということで拡大されました。それと支給要件の緩和、こちらはハローワークでの求職活動というのが必須だったんですけども、これが撤廃されました。そのような特例措置が令和2年4月に実施されて、大幅な支給増加が見込まれると判断しまして、令和2年5月の臨時会におきまして、先ほど吉村副委員長がおっしゃったように、当初予算が100万5,000円だったのが、これは5件だったんですけども、48件プラスしまして1,103万4,000円、これを追加させていただきました結果、そのまま1,203万9,000円、これ全部で53件ということで補正予算の議決をいただきました。結果的に、先ほどの決算成果のとおりでございます。令和2年度中は相談件数が83件、支給決定が23件となりまして、決算額で532万400円ということでした。

申請の理由ということですけども、職種で申しますと、コロナになる以前というのは、やはり基本的には勤めをされてた方が、これはもう正規、不正規にかかわらず解雇などをされてまして申請に至ったという理由がほとんどでしたけれども、今回の場合、特にフリーランスと言われる方、やはりイベント関連の仕事であったりとか、お祭りの露天商の方であったりとか、また自営で居酒屋を経営してるとか、またひとり親方で建築関係での仕事をしているという方が多かった。それと訪問販売をされている方も中にはおられたりということで、やはり新型コロナウイルス感染症の影響でもうほとんど収入がなくなった、コロナ前はかなり収入があった方もおられるんですけども、ほとんど仕事がなくなって収入がもうゼロになったという方が今回のその申請に至った理由ということになります。皆さん、新型コロナウイ

ルスの影響で収入がなくなったということでローンが払えないとか、また学費が賄えないということで、生活が急に回らなくなったという訴えが一番多かったんですけども、その件数が23件あった中で18件、自己都合の退職はその残りの5件ということになります。

世帯類型というご質問ですが、一応単身世帯が5世帯、2人世帯が9世帯、3人以上の世帯が9世帯というふうになっております。

以上です。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

寿連合会の事業助成金なんですけれども、当初予算におきまして50万円計上させていただいております。予算時の一旦予算を上げさせていただきますときの内訳としましては、寿連合会のほうでいろいろな事業をしていただいておりますけれども、その事業の中でかかる事務費についてでございます。おおよそのところで福祉大会が30万円、高齢者作品展、カラオケ大会等々でそれぞれ10万円程度と見込んで予算のほうを上げさせていただいていたところでございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

保育所の保育補助者雇上強化事業補助金280万円の件でございます。こちらのほう、短時間期間の保育補助者、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行うものを雇上げをすることによりまして、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的としております。保育補助者の雇上げに必要な補助ということで、私立に補助させていただいております。内訳としましては、華表保育園1名、はじかみ保育園1名と、華表のほうが130万円、はじかみ保育園のほうが150万円となっております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。やはり、この住居確保給付事業給付金につきましては、これは本当にもう今の課長の話を伺ってまして、本当にコロナがあったがために、今まで順調というか生業ができていた方が、それができなくなったということが非常によく分かります。それから、もう本当にやむを得ないことだと思います。特例措置もありまして要件の緩和ということ、これ現実的に即してやられたということだと思います。これにつきまして、この給付をするのが、これあくまでも目的ではありませんで、これは手段なんですけれども、実際、原課のほうではどのような自立支援、それから就労支援、なかなかこのコロナ禍の中で我々全体が出口が見えない中で難しいと思いますが、どのようなことを行っておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、寿連合会の事業助成金につきましては、今の課長のご答弁で、カラオケ大会とか福祉大会ということで、そういうのがコロナでなかったというふうなことが推測されるんですが、決算で執行額が予算の実に10分の1近くになってますので、これ改めて理由をお伺

いしたいというふうに思います。

それから、保育補助者雇上強化事業補助金につきましてはよく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課、林本です。よろしくお願いします。

先ほどの吉村副委員長のご質問に答えさせていただきます。

もともと、コロナ前まではこういう困窮にも縁の遠い方が確におられて、そういった職種の方につきましては、やはりコロナが収束すれば、収束といいますか終われば、仕事量も回復して収入が元どおりになるというふうな方がいらっしやいまして、そういった方たちについては、ただそれがいつになるか分からないと、ほかにも社会福祉協議会の特例貸付を利用したりとか、それ以外のそういったコロナの生活支援制度を活用していただいておりますけれども、なかなかそれでも立ち行かない場合は、確かに雇用環境はよくないんですが、仕事は探せばやはりあるんです。そういう中で、特にうちの生活困窮者の自立支援相談員3名体制でおりまして、粘り強く、例えば副業、元の仕事が回復するまではダブルワークと言うんですけれども、副業したりとか、またもう潔く転職をしようとか、そういった寄り添いながら本人の意向を聞いて支援をしておると。それが一応自立支援の方法であるということと、それともう1点、この中で関わってる中でいろんな相談を受けます。この困窮だけではなくて、その世帯が抱えているほかにも問題が見えてくるんですね。そういったことに関しては、私どもの社会福祉課以外の例えば関係する機関である、子育てのことであつたらこども・若者サポートセンターであつたりとか、高齢の問題であれば地域包括支援センター、また借金の問題、ローンの問題であれば、例えば商工観光課であるとか、そういったところにもちゃんとつないで切れ目のない支援を行っているところであります。

以上です。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。お願いします。

先ほどのご説明させてもらいました寿連合会助成金の決算における金額が決算額が低いところなんです。先ほど副委員長のほうから言っていただきましたように、令和2年中は事業といたしましては多くの事業を例年どおり予定はしていただいたんですけれども、何分昨年におきましては、グランドゴルフ大会であつたり、福祉大会であつたりしたものが中止となりまして、こちらのほう事務費と活動費のほうを兼ねているもので、実費の分だけは補助はさせていただいたんですけれども、中止になることによりまして、それ以外の必要がなかったお金については助成のほうはさせていただきませんでしたので、実際のところは福祉大会で表彰はしたので、それに係る消耗品であつたり事業費であつたり、あと高齢者作品展は去年も開催することができましたので、そこで必要になった参加賞であつたり諸々事務費であつたりするのは助成させていただいたところなんです。お願いいたします。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今し方、その住居確保のこれにつきましては、先ほども林本課長のほうから相談件数

が83件あるというふうに伺いまして、もともと就労意識の高い方でもなかなかこういった状況の中で見いだせない。先ほども課長がおっしゃってましたように、私も一人で生業とか事業をやったこともありますし、そういう気持ちというのは非常によく分かります。家族の問題であるとかそういったことをいろんな人がアドバイスしたりとか、そういう取っ掛かりの中でまた次につながっていくこともあろうかと思しますので、引き続き、相談とか、それからその辺りもどうか自立支援、就労支援、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、この寿連合会の事業助成金につきましても、使う分だけ、かかった分だけ補助、助成させてもらって、あとはお返しいただけたという形ですので、またこれも有効にいろんなコロナ対策含めて使っていただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。報告書のほうで行かせてもらいます。先ほどの臨時交付金のところでも言おうかなと思ったんですが、この表のほう分かりやすいので、38ページ、こども・若者サポートセンターのこの一覧に沿ってお聞きしたいと思います。先ほどの地方創生臨時交付金のところで、こども・若者サポートセンターが相談事業を強化するために、外線2回線、内線1回線を増設されてるんですけども、この表でいくと、電話の件数を単純に1年間で割ってみたら1日四、五件なんかなと思ったりもするんです。それがいいか悪いか取りあえず別として、今、全部で増設して何回線になってどれぐらいの電話を受けれるか、なぜ増設されたのかというのが、これを見て説明したかったのが先ほど聞かなかったんですけど、先ほどの件はええとして、この表を見て、どれぐらいの電話をどれぐらいこなしていつて、ここに載ってないだけで今ば一っと増えてるんかもわからないですけども、そういった根拠を1回お願いします。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

現在、昨年度の議会で通していただきまして、電話回線は外線3本であったものを5本に増やさせていただいております。その議会の頃には、回数よりも1本ずつの電話の時間が長くかかるようになってきてまして、3本の回線では3本とも塞がる状態になってきましたので、増設をしていただいて対応を取れるようにしていただきたいということで増設のお願いをしたんでありますが、その後もやはり電話相談に関しましては電話のかかってくる回数というのが増えてきておりまして、一昨年と比較しましたら、一昨年、令和元年度が電話相談だけで634件であったものが、令和2年度、昨年度は1,043件と、409件の電話相談の回数が増える状況にあります。もうコロナ禍になってから、対面も増えてるんですけども、個別対応は躊躇せずに実施していく、集団対応に関しては可能な限り避けて個別対応を中心に対応してるんですけども、その中でも電話相談に可能な限り誘導していくという流れの中で、今、409件の増加になってるという状況にあります。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 コロナ禍の中で、電話相談のほうが多くなってきて、話し中のときが多くなったという感じですかね、極端に言えば。それがもうしょっちゅう続いて、もう増設したいということですね。僕は、このこども・若者サポートセンターに関しては、特に子どもたちが困り事とかあったときにちゃんと対応できるのかなというふうに期待はしてるんですけども、この一覧表を見て相談に来られたり、電話とか訪問に行ったりして、こんだけの件数をこなされてるのは分かるんですけども、結果どうなってるんですか、この後。いつもここで終わってるんですよ。これは、もうこんだけ受けましたと言われても、それはありがとうございますとしか言えないんですけども、例えばニート、ひきこもり相談、全部で500件くらい受けてはるんですかね。この500件のうちどうなったという結果は、どこで教えてもうたええんですか。それも載せやな、僕は意味がないと思うんです。ただ、こんだけ相談受けてます。電話ありますというのは、もうほんまご苦労さまですししか言えないんですけども、どのような内容でこう解決していきましてこう改善されましたというのがいつもないので、どういう効果があるのか分からないんですけども、その辺に関してはどういうご意見をお持ちですか。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

具体的にご指摘いただきましたニート・ひきこもり相談についてですけども、個別の結果の数字に関してはただいま用意がないんですけども、それぞれ関係する関係機関、例えばこども・若者支援地域協議会がございますので、そちらのほうで関係しております関係機関、具体的にはニート・ひきこもりに関しましては、ハローワークでありますとか、あるいは例えば精神に課題のある方でおられましたら、それなりの精神の支援機関等につながりながら一緒に対応していったところで、最終的に例えば就職につながるでありますとか、そこまでの段階というのは、こども・若者サポートセンターというよりもハローワークであったり、あるいは生活困窮者であれば社会福祉課のほうで対応していただいているんですけども、うちで対応させていただいてますのは、その手前、そういう就職であるとか、あるいは動き出す手前の段階、動くことができない方を何とかどこかの機関につなげていくというところの対応を取らせていただいています、何らかの関係機関につなげていった途中であるというふうに考えております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんですけど、でも何か形が見えないと、どういう表現なんか分からないですよ。それはもう来年に向けての話やと思うんですけども、これに関しての答えはある程度何かうまいこと、今みたいに僕が聞きゃあいいんでしょうけど、それを毎回毎回聞かなあかんのかとなるので、ほかにもどんな相談があって、例えば皆さんもそうやと思うんですけど、私たちはこうやって解決しましたよと言いたいと思うんですよ、ある程度。それが逆になかったらなくて問題でしょうし、その辺に関して、ここに期待というか、もうほんまに効果があるよ

うにしていきたいと思いますので、その辺の考えを、また1年後でもいいですし、これから取り組んでいただいて、少しでも改善できるような姿勢をお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3点質問いたします。

まず1点目ですけれども、3款民生費、2項児童福祉費の6目地域子育て支援センター事業費です。ページで言うと79ページになります。その事業費のところに地域子育て支援センター運営事業ということで、報酬ということでパートタイム会計年度任用職員の方がこのセンター運営に当たっておられるようですけれども、何人の方で当たっておられるのか。パートタイムの会計年度任用職員だけで当たっておられるのか、そこら辺の体制についてお伺いします。

同じくその事業についてなんですが、これは成果報告書のほうの37ページに地域子育て支援センター事業費ということで、先ほどありました運営のほう、つどいの広場とかおでかけ広場とか、こあら・らっこルームということで、保護者の方と子どもと一緒に遊んで保護者同士の交流、子ども同士の交流、そこで1つのコミュニティ、助け合いが生まれるという大変すばらしい事業なんですが、その(1)、(2)のほうですね。(2)の下の段になりますけれども、ファミリー・サポート事業ということで、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行うということで、この会員数及び利用状況のところなんですが、援助会員、援助してあげますよ、それから両方会員、援助もしますけども助けてねという方、それから利用会員というふうにあります。ここで隣の利用状況なんです。利用件数64件、延べ利用数276回のうち、この援助会員と両方会員の援助の割合、これはどうなってるのかお聞きしたいんです。併せて言うならば、援助会員がちょっと少なくなってきたんじゃないかなという声も伺ってますので、援助会員、両方会員の実際の会員数の推移が分かれば、今資料がなければ結構なんですが、推移が分かれば教えていただきたいと思います。

それから3点目です。これはもう全く違うところになるんですが、73ページです。3款民生費、1項社会福祉費の8目福祉推進費の中の備考欄のところなんです。ここに社会福祉協議会補助金ということで3,200万円余り、それからもう一つ上の12節委託料として指定管理委託料として7,700万円余り、これが福祉総合ステーション、いわゆるゆうあいステーションの指定管理料として社会福祉協議会に支払われているものとなっております。社会福祉協議会はそのゆうあいステーションの中に事務所を構えてこの指定管理のお仕事もされているわけですけれども、合わせて1億900万円、約1億1,000万円足らずのお金が社会福祉協議会に補助金として出ているわけであります。この点について質問なんですけれども、昨年の6月議会におきまして、市長と社会福祉協議会の会長が兼務するということに対してだいたい議論がありました。そのときは、葛城市の政治倫理条例では兼務できるようになってるんですが、ここで市長にお伺いしたいんですけれども、地方自治法の第142条、ここには、普通地方公

共同体の長につき、当該普通地方公共団体に対する請負関係に關与することを禁じているわけですね、ここで。このところの認識をどうお持ちなのかお聞きしたいんです。というのは、奈良県でも今、兼務をだんだん外れて、12市中8市がもう既に兼務をしておりません。4市のみ兼務をしているんですね。ですから、昨年度も議論したところなんですけれども、今後、兼務し続けることについて市長どうお考えなのか、これだけお金が入ってて、地方自治法の第142条では、いろんな条件の中ではありますけれども兼務を禁止してる条項があります。

今後、これに抵触してくる可能性も出てきますので、その辺りの認識についてお伺いします。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いします。

地域子育て支援センターの運営事業のほうでございます。会計年度の職員のほうなんですけれども、短時間とか長時間いろいろおられるんですけれども、5人雇用させていただきまして、いろいろつどいの広場とか、おでかけ広場、こあら・らっこルーム等々で事業のほうを手伝っていただいております。

あと、ファミリー・サポート事業のほうなんですけれども、援助の割合は、今、資料を持ち合わせておりませんので、またすぐにお渡しさせていただきますのでよろしくお願いします。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいま谷原委員からご質問いただきました社会福祉協議会の兼務についてでございます。私ども把握しておりますのは、県内12市中7市が兼務しておられたと把握しております。先ほど4市と言っておられたんですが、私、今変わってたらと思うんですが、私ども調べた当初はその状況でございまして、今も兼務しておられるところはあると把握しております。そういったことから、今後はどうなるかというのは私どもも分かりませんが、現在では市長のほうの兼務につきましては問題ないと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 子育て支援センターのほうですけれども、支援センターは5人ということですけど、時間数で多分短い方、長い方おられるので、時間数でどんなものなのかということを再度お聞きします。

それからもう一つ、社会福祉協議会の兼務の件ですけれども、2021年9月8日時点で4市が兼務というふうに、それはもうちょっと私のほうもそちらのあれと突き合わせなあかんと思うんですけれども、私なぜこれを言うかということですけども、実は地方自治法ではいろんな条件を付けているんですけれども、兼務は禁止しているんですよ、その条件について。読んでみますと、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」となってるんですね。そこで問題になるのは、請負をする者、請負というのは広く取ってる請負でして、

いわゆる土木建築関係の請負ということではなくて、サービスとかそういうことも含めた請負をすると、そして主として同一の行為をする法人とあるんですが、実はこういう内容があるんです、そこの中にいろんな。これは最高裁の判例もありますからあれなんですが、要は市が出してるお金とその事業がやってる総事業費の関係が5割、市の総事業費の中に占める市の補助金が5割を超えたりすると、一旦超えると、これは駄目ですよという判例があるんです。5割を超えてなくても、状況によっては駄目ですよということになってるんですよ。私があっと思ったのは、コロナ対策として議会も決議しました、自宅で療養されてる方に対して配食するとか、いろんな日用品を運ぶと、それを社会福祉協議会に委託されるとなると、市長が市長に対して契約を結ぶと、社会福祉協議会の会長は市長ですから、市長が市長に対して契約を結ぶ、双方代理になってしまう。これは法律上、どなたか市長の職務代理者でも代えればいい問題なんです、けどこうやって市の事業がどんどん社会福祉協議会に委託をしなければならないということになってくると、将来的に社会福祉協議会の事業について市がいろんなことを協力して委託するということは難しくなってくる、市長が会長だと。そういう認識を持っておられますかということなんです。だから、ほかの市では、だんだんもう兼務をやめましょうと。今後、高齢者の見守りとか高齢者の地域での配食とか、まさに社会福祉協議会が地域包括ケアシステムの中でも重要な役割を果たしてくるようになると依存していくことになる。そうすると、市がそういうところに委託する、またお金を出すということになると、これは難しいんじゃないかと。実際に、社会福祉協議会のこれは昨年度の決算書というか、概要が、ゆうあい通信という通信が出ております。昨年の11月、今年も11月に出ると思いますが、収支計算書とか事業活動計算書、概要が出てるんですね。私これ見ますと、実は社会福祉協議会、毎年3,000万円ほど基金を取り崩して充ててるんですよ。基金が今のところ4億円近くありますから、10年近くかけてこの調子で取り崩していく。つまり、だんだん痩せてきている。そこへ市が、何とか社会福祉協議会に地域の福祉を守るために市としていろんなことをやっていただこうとなったら、事業費がどんどんさっき言った50%になってくるんですよ。だからそれを見越して、いろんな自治体でこういう兼務を避けていくということが今あるわけですね。だから、そういうことについての認識を市長は持っておられますかと、どうされますかということをお聞きしています。将来の社会福祉協議会、会長であるわけですから、財務内容も知っておられるわけですから。そうすると、うがった見方をすると、赤字になってきてる、大変だと、そしたら市から委託事業をもらおうと、自ら市長ですから、社会福祉協議会に委託事業を出して赤字を埋めようと、これ利益相反になるんですよ。だから、これはもうちょっと考えていただきたいんです。真面目に考えてるんですよ、僕は。将来の社会福祉協議会の地域で果たす役割が大きくなってくるとして、財政状況が厳しくなってることについて、市が今後、市長が兼務のままでは具合が悪い時期が来るんじゃないか、そのことについてのお考えを市長からお伺いします。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの地域子育て支援センターの会計年度任用職員の働き方なんですけれども、週5日

7時間が3人、あと扶養の範囲内で働いていただいている方が2名でございます。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 今お聞きしてますけども、法律上問題ないということですので、問題なければいいんじゃないかなと思っております。この議論というのはずっと過去においてから実はやってるんですけども、私自身は決して長の立場で社会福祉協議会の長であるということの違和感といいますか、それは常々感じておるといのは過去においてもお話しているところであります。ただ、そのことと法律上どうであるかということはまた別の問題やと思いますので、法律上は問題ないという理解をしております。

社会福祉協議会の財務内容につきましてはここで議論をすべき事象なのかどうかは疑問ですので、その部分に対する意見というのは控えたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 法律上問題ないという市長の認識だということはよく分かりました。だから、問題があるかないかというのは、これは実際、判断するのは極端に言うたら司法当局ということになりますから、だから今後、私は長期を見据えたときに今の状況では、他市の状況を見ても兼務は避けなければならない状況になっていくんじゃないかなということだけご意見を申し上げておきます。

それから、あと子育て支援センターのことなんですけれども、私は数が分からなかったですけれども、要は、支援を受け、支援を自らすると、両方会員、これは若いお母さん方ですよ。だから、お母さん方が助け合う上で、親しい人に対して、「病気になったらうち来ていいよ。子ども同士も仲がいいから」と、こういう人のほうがむしろ自然だし増えるんじゃないかと、そういう機会をつくるにはやっぱり子育て支援センターを充実させていく必要が今後あると思うんですね。若い方がたくさんこちらに移り住んでおられますし、だから保育の計画のときも言いましたけれど、私は子育ては地域で地域のコミュニティをつくる中でやっていくと。それが子ども会やっていたら、今度は小学校のPTAとか、親同士がつながって地域が強くなっていきますので、今後、未就学児の子育て支援センターの充実を願っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、75ページの児童措置費、予算を教えてくださいんですけども、児童措置費の中で負担金補助及び交付金と扶助費、償還金利子及び割引料、3節あるわけやんな。この中で、扶助費58万6,000円の不足、償還金利子及び割引料2万円の不足と、トータル60万円6,000円不足してるわけやけど、この財源、どの表の措置されるんか教えていただきたい。私、初めてですんで分かりませんので、教えていただきたい。

それから次に77ページ、保育所費のところでも市立保育所管理事業の中で、当初予算出てる

けども決算出てない。何かと言いますと、保育施設整備計画委託料715万円、磐城第1保育所、當麻第1保育所、公立にするんか民間にするんか、こういうことの検討をするために予算計上された。確か5万人チャレンジやと思うんやけど、された。ところが、これ未執行で何も使っていない。どういうことになってんのか。

それから次の79ページ、児童館費の最後、繰越金の児童館・学童保育所管理事業4,500万円繰越しをされてる。設計委託、それから公有財産、購入されて3,358万8,500円執行されてる、この差額ですね。どういうふうな処理をされたのか。ただ単に、不用です。落としたとされたのか、その辺。それと、この用地の面積を教えてくださいと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 委員長、1問目、もう一度質問をお願いしたいんですけども。1問目がわかりません。1問目をお願いします。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 75ページの児童措置費ありますやんか。ここで、18節負担金補助及び交付金と19節扶助費と22節の償還金利子及び割引料とあるやん。ところが、私言うてんのは、当初予算と、今、決算、お金合わへんやん。決算はよけ使うてる。予算がない。そやから、こんだけ不足したわけやろう。どっかから持ってきてるわけやんか、不足した金をや。それをどないしたんで、教えてほしいと言うとるわけや。分かったか。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 細かい数字はあれなんですけども、流用、補正対応している、ちょっと調べさせていただきますと思います。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

ただいまの岡本委員のご質問にお答えいたします。2点目でございます。

5万人チャレンジだったと思うとおっしゃっていただいております委託の部分でございます、こちらのほうなんですけれども、保育施設整備計画策定事業、新規ということで、715万円当初予算を計上したものでございまして、内容的には磐城第1保育所及び當麻第1保育所の老朽化に伴い、保育施設の統合や民間活用を含めた効率的な施設整備の検討を行うための費用でございました。こちら、予算のほうは付けていただいていたんですけども、令和2年度におきまして当初から、コロナ対応で原課のほうで保育所運営、学童保育所運営というところで、あと給食費の助成等々、コロナ対応で当初のほう、一番最初に契約ということをしておりませんでした、ただし新たな要素が加わり、1点目、令和2年度中に待機児童の対策も含めて施設全体を考えていかなければならないという新たな要素が加わりましたこと、もう一つはスケジュール感的にスピード感を持って対応するという中で、例えば計画を委託いたしますと令和2年度中の成果物ということになりまして、令和3年度にその成果物を持って計画をどういうふうに組み立てようかという形になりますので、スピード感を持って対応するには、熟知した職員が自ら計画を、どういった施策がこの葛城市にふさわしいのかというのを熟知の職員で前年から検討も重ねておりましたので、結果我々で作ろうと

いう形になりました、ですので予算を使わずに我々の検討を重ねた結果、先日お示しさせていただきましたが、葛城市における子育て施策（案）27ページからなる分でございますが、そちらをもってスピード感を持って対応しているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。

新庄小学校区学童保育所の件でございます。面積のほうは875平方メートルでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 流用のやつはどうなったんや。

吉村子育て福祉課長 ちょっと調べさせていただいて……。

岡本委員 予算書持ってんねやったら、予算と決算で金額を追ってずっと言うてるやん、流用のやつで。そやから、いとも簡単にしたあるから知って聞いているわけやんか。全部聞くわけにいかへんがな。そやろう。

それと、今、井上部長から話があったように、この今言うてる保育施設のやつはもうできたあるというわけか。皆、議員にも配ったあるということか。それいつ配ったんや。所管の委員会で配ってるということか。これ手づくりでしたということか。それは全部できてますよと、こういうことでええわけやんな。

それと、今言うてる吉村課長から返答してもうたけど、面積875平方メートルか、それはそんでええやん。その残ったお金はどないしたんでと聞いてんねや、その答え出てないがな。答えははっきり、何ぼでも時間かかんねから、ぱっぱと答え言うてくれやんとあかんて。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村です。

それは不用額というかそのままになっております。

以上でございます。残しております。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今言うてる、不用額を落とせるのかと聞いてんねんやないか。それを聞いてんのに、はい、落としてますというて、そんなこと言うたら会話にならへんやない、そうやろう。どういう処理したんかということを聞いているわけや。ただ単に繰越ししまんねんと、そんなんでええんかと聞いてんのに、全然答えてくれへんさかい、何ぼ言うたかてあかんがな。それと今さっきの流用のやつ、見たらどうやとすぐ答えられへんのか。全額勝手に予算増えて使うてんねやないか。それは分からしめんと、それは部長、通りまへんで。もう分かったあんねやろう。どこから持っていったか答えてください。

井上こども未来創造部長 正確なところでお答えしたいなと思いますので、しばらくお時間いただいてよろしいですか。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時17分

再 開 午後3時27分

増田委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

岡本委員。

岡本委員 もう答え、ええわ。答え言うわ。異同追うて今言うてるあんたところそないして、その負担金補助及び交付金、6月に異同追うて12月に異同追うて3月に減額したあるわけや、それに決算使うたあるさかいにどこから財源回してきたんぞと。この財源見たら升目合わしたるだけやねん。例えば目100としいさ、80使いましてん、20残ってまんねん、その20残ってるところからこれ回しましてん、答えそれやないかい。「はい」やあらへんがな。いかに予算見てないかということを俺言うてんねやがな。そんな予算の執行の仕方があるかいというねや。少なかってんならどっか足さんかいな。そんなんトータルから、こんなん中だけで、升目合うたらいけまんねんという予算やないか。答えはそれやいうてんねや。そんな予算の組み方あかんやろう、もう答えそれですわ。

増田委員長 今の岡本委員の説明の内容についてご答弁願えますか。いや、そうじゃないとか、そうでございますとか、それが会計上適正な処理なのかどうなんかも含めてご答弁お願いします。

岡本委員 委員長、もうええがな。時間ばかり経つだけや。もうええて。もう余計な質問したけど、もう悪かったけどやな。もうそなん、もうええがな。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

今、岡本委員ご指摘のところでございます。予算の執行に当たりましては適切な執行を心がけ、ご指摘いただかないようなきっちりとした管理を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、3款民生費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをスムーズをお願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 それでは、次に4款衛生費に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 衛生費の質問を行います。まず報告書なんですけども、47ページなんですわ。クリーンセンター改修事業（クリーンセンター）というのがありまして、実施事業としましてバグフィルターろ布取替工事と、それから再燃室耐火レンガ緊急補修工事の事業、この2つが挙げられておるわけです。足して2,572万9,000円ということですが、この事業の内容を起案から支払い完了に至るまでどういうふうな流れになったのかということ、これ時系列で詳細にお伺いをしたいと思います。これが1つ目でございます。

それから2つ目に、この再燃室耐火レンガ緊急補修工事につきまして、一般質問で梨本議員がこの手続、書類が足りなかったというふうな指摘をされてましたけれども、具体的に何が足りなかったのかというのが2つ目でございます。

3つ目なんですけれども、9月10日の読売新聞は内規違反という報道をされている中で、阿古市長は「違法な契約ではないけれども、雑な点があったことは確かでおわび申し上げます」というふうにコメントが載っておりました。午前中、谷原委員は、そうではないと。これは違法ではないかというふうに指摘をされました。市長は、稚拙、あるいは勘違い、ミスであるというふうに考えているというふうに伺っております。これは手続を踏まないというふうなことが事実としてあるんですけれども、これは単なる内規違反で法の違反にはならないのかどうか、これについて伺いをいたします。

以上3点です。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

お尋ねの件、抜けましたらまたお教えいただきたいと思います。

まず、再燃室耐火レンガ緊急補修工事の時系列の説明をせよということでございます。昨年令和2年12月21日、再燃室第1号炉内の耐火レンガが剥落していることが判明いたしましたので、至急、同炉、第1号炉を停止いたしまして、足場を組んで破損状況、そして修理の必要の内容の調査を運転管理会社であります川崎技研に依頼をし、必要経費の見積りを徴しました。そして、同月12月21日に同社から見積書が提出されましたが、高額であったため値引き交渉を行い、翌22日、再提出の見積りをもって執行伺い、契約伺いの後、契約締結をさせていただきました。そして、現場の修理は同月12月27日に完了し、28日から復旧をいたしました。その後、書類を含めた竣工検査を行い、令和3年2月10日の引渡しということになっております。これにつきまして、その書類がなかった理由につきましては、一般質問の折に説明をさせていただきましたけれども、現場としては年末年始を目前にして何よりも炉を止める期間を少しでも短くしたいという一念がありまして、ピット内のごみの量を減らすために専門業者に剥落状況の調査を依頼し、その見積りを徴した上で値引き交渉を行い進めていただいております。これにつきましては契約の手引きにのっとっておりませんでしたので、今後そのようなことのないようにさせていただきたいと思っております。

それから、ろ布の交換でしたね。バグフィルターのろ布取替工事ということについて説明をまずさせていただきます。このバグフィルターろ布といいますのは、焼却炉の燃焼時に発生するダイオキシン等の極めて細かい粉塵、煤煙等、有害な粒子状物質を除去する装置及び主にガラス繊維を筒状にしたろ布というもので構成されております。このろ布に煤塵が吸着することで、排気からダイオキシン等の有害物質を除去し、有害物質の放出を阻止できるというものでございます。このろ布の取替工事につきましては、業者選定委員会に諮っております。

取りあえず以上です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 再質問ではないんですが、反問権ではないんですけど、私のほうから逆詳しくお聞きしたいんですけど、法令違反と過激なワードではあるので、どういった法令違反をおっしゃっているのかを言っていないと、そうかそうじゃないかというのは我々には判断つき

ませんので、そこについてはお答えしかねるかと思います。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほども谷原委員が法令違反というか、いわゆる必要な書類を作っていなかったりとか、それから日付等が入っていなかったりとか、あと一般質問のほうでも伺っていましたが、そういった不備があつて、それがどうなのかというふうなことをお伺いいたしました。認識を伺いました。

では、2つ目の質問に移りますけれども、先ほど部長のほうから12月21日の件なんですけれども、耐火レンガの剥落を確認しましたと、この12月21日に。そして、この日に直ちに足場を組んで必要箇所の調査を行って見積りまで徴したというふうなことなんですけれども、これ私、専門家ではありませんので、素人なんですけれども、1日で、かなり高温ですよ。1,000℃ぐらいのそういった高温な炉を停止して、僅か1日で足場を組んで確認をして見積りを徴するという、これは技術的に可能かどうかということをお伺いします。答弁した日程については、もちろんこんな疑うようで悪いんですが、もう一度再度、誤りがないかどうかを確認したいと思います。

それから2つ目ですが、先ほども伺いましたように、手続、書類が足りなかったというふうに指摘をいたしましたが、そのときに一般質問で梨本議員が情報開示をされてると。それが例えば一般質問で、あると言われていた24件の書類はその時点では全て開示はされてなかったということになりますと、議員の予算監視機能というのは果たせなくなるんじゃないかというふうに思います。この足りないとそのときに梨本議員に指摘された分につきましては、その後、全て開示はされたんでしょうかというのが2つ目の質問であります。

それから3つ目なんですけれども、調べたところによりますと、随意契約でも予定価格が必要になるということは、これはこの予算決算及び会計令の第99条の5というのがありまして、これは、契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないというふうに規定されていますけれども、具体的に言いますけれども、これについて法令違反ではないかということですね。例えばこれがほかの同業者から、これは無効じゃないかというふうな訴えがあった場合もこの随意契約というのは有効というふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

以上です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 もう一度ですけれども、法令違反というのはどこの法律の違反なのかというのをおっしゃっていただかないと、全ての法律の法令違反というのはなかなかお答えすることが難しいので、そこについて丁寧にお願いいたします。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、3番目に行きましたけれども、随意契約でも、今、申しましたように、予算決算及び会計令、これは第99条の5でありまして、これが予定価格を定めなければならないというふうにしておりますけれども、これについて随意契約でも予定価格が必要であるというふうにここに書かれております。予定価格がないということは、これは法令違反じゃないかと

いうふうなことを伺っております。

増田委員長 今、分かりましたか、その法律の。私ちょっと聞き漏らしたんですけど、大丈夫ですか。会計令、もう一度。

吉村副委員長 法令ですね。予算決算及び会計令というものです。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

私のほうからは、先ほどの12月21日に落下して、その場ですぐに工事に入れるかどうかということのお問合せについてお答えさせていただきます。

これ、実は落下というものは、急激に冷えたときに落下するものでございまして、これが判明しましたのが実は月曜日でございます。土曜日、日曜日、当然その間は燃やしておりませんので、その間、冬ということで冷えます。それが伸びた状態ものが急激に冷えて縮んで落下するということが正月の間とか結構あるんですけども、当然、その気温の変化によるものだということでございます。だから、当然、中のほうにも入るには問題なく入れました。

以上でございます。

増田委員長 まだ残っていますか、答弁。

吉村副委員長 24件の書類は、ないと言っていたものは全て開示をされていますかということです。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 失礼いたしました。先ほどの開示請求の件でございますが、梨本議員のほうから6月に開示請求がございました。その時点で私どもも書類を全部コピーさせていただけばよかったんですが、こっちの間違った判断で、予定価格、それから業者選定委員会の資料をコピーせずにお渡しさせていただいたわけでございます。それが判明しましたのが、判明というか問合せがありましたのが今回の議会の打合せのときにお聞きしまして、その時点でうちのほうも早急にコピーしてお渡ししたんですけども、なお慌てて作業してしまったところで何件かの資料をお渡しすることができませんでした。その中には、当然のことながら、先ほどから説明させていただいてますように、業者選定委員会を行っていない、それから予定価格を設定していないという部分もあることは確かでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、発見したのが冬場であると、それから土日が炉が止まったので冷えてましたということですね。承知をいたしました。

それからあと、資料がまだというふうなことについては、これはもうやはり議員に対する不誠実な対応と言われても仕方がないというふうに思うんです。やはり開示されてないということは何かあるんじゃないかというふうに思われても仕方がないというふうに思いますので、これについては速やかに対応をしていただくようお願いいたします。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 吉村始副委員長の話を聞いてて、今の答弁でちょっと気になったんです。この資料はある

んですよ。僕、その資料の内容は分からなくて、今の答弁やったらコピー忘れが2回続いた的な聞こえ方したんですけど、その資料は吉村副委員長が欲すればもうあるんですよ。そこだけはっきり聞かせてください。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 先ほども言ったんですけども、まだ渡せてない資料がございます。ただ、ない資料も当然ございます。その辺のところは先ほどから説明しています、ろ布交換、それから耐火レンガのところでの件でございます。ほかにあと2件ほどお渡しできなかったものがございました。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 コピーし忘れたならその時点であるはずなのに、今はあるんですね、ほんならね。その辺はちゃんと精査してちゃんと答え出してください。その辺は僕気になるので。先ほどの答弁やったらコピーし忘れてるということは、その時点であるわけじゃないですか。今すぐ出せるわけじゃないですか。今なおかつないとか、なかったらないでそれはあれなんですけど。今の答弁ちょっと気になったので、その辺精査して、もう一回また後日でいいので僕教えてもらっていいですか。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、私、午前中に違法行為が行われてるということで、溝尾副市長のほうから、どの法律ですかというふうにおっしゃいましたので申し上げます。法律の名称は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、いわゆる遅延防止法であります。第14条に、「この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する」とありますから、当然、地方公共団体にも準用されていると考えます。この法令には明らかに違反していると私は考えておりますので、これから質問の中で確認してまいりたいと思います。

実は、今、吉村副委員長のほうから質問があった、この成果報告書のほうが分かりやすいので成果報告書のほうから言いますけれども、47ページのクリーンセンター改修事業。実施事業が先ほどから出てますバグフィルターろ布取替工事及び再燃室耐火レンガ緊急補修工事、合わせて2,570万円余りということであります。この2件につきましては、先日来の梨本議員の一般質問で、25件資料請求したと。23件出てこずに2件だけ出てきたと。その2件がちょうどこれなんですよ。だから、ちょうど私も梨本議員からお借りもして、これは議員として調査せなあかんということで手元にあります。

先ほど部長のほうからお話がありましたから、1つ1つ行きたいんですけども、まず再燃室耐火物補修工事ですけども、値引き交渉をした、値引き交渉をしたと。あまりに高いから値引き交渉したとおっしゃいますが、値引きはできましたか。これ1つお伺いします。

それから2つ目ですけども、これは1月29日に竣工届、つまり業者がもう工事完了しましたよと。2月10日に検査して合格の引渡しがありまして、3月30日に請求書が出ておりま

す。この請求書を見たら値引きがあったかどうかよく分かるわけでありましてけれども、4月20日に支払命令書を起案し、5月17日に支払希望日、この日に支払ったと前村部長は一般質問で答えておられます。つまり、請求書は3月31日、年度末です。支払いは5月17日です。これどうなんですか、遅延防止法からして。超えてませんか。遅延防止法が禁止する期間を超えてるんじゃないですか。これについて答弁をお願いします。

続いて、バグフィルターのほうへ行きます。バグフィルターのほうは、これは9月16日に竣工、工事が完了したわけですね。そして、竣工検査証が出ています。つまり、竣工して、ちゃんと注文したとおり竣工できてるかどうかが、検査証があるんです。これは職員が作ってます、検査員2名が。10月1日に検査してるんですよ。ところが、この10月1日に業者が工事引渡しを出してるんです。その工事引渡書のほうには、おかしいですね。10月1日に検査完了書を職員が出したのに、その日のうちに引渡ししてるということは合うように見えるんですが、この10月1日の引渡書には9月16日に検査を受けたと書いてあるんです。これどっちが本当ですか。どっちが本当なんですか。業者が言う9月16日に職員に検査を受けたのか、それとも職員が検査証を出してる10月1日にやりましたというのが正しいのか、どっちか答えてください。

増田委員長 3点。

溝尾副市長。

溝尾副市長 もう一度教えていただきたいんですけど、まず先ほどの予算決算及び会計令はあれは国の法律ですので、今回は多分違うと思います。

遅延防止法の何条でどう書かれていて、それにどう、もう一度教えていただけますか。すみません。私が聞き取れなかっただけです。

増田委員長 そのところを再説明をお願いします。

谷原委員 PC見ていったら出てきませんか。だから、第1条はこれは国のもんだということですね。第4条を見ていただけますでしょうか。そこは、地方自治体に準用するという規定です。書かれてないですか。第14条かな、準用するということを、地方公共団体にも準用されるというふうに……。

(「その前の条文がどこが何日と書かれているか」の声あり)

谷原委員 何日ということは、そうかスピードアップせなあかんからね。第5条、それから支払いの時期から行きましょうか。最初に3月30日に請求書が出て、5月17日に支払ったというふうにおっしゃったので、第6条に、「第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない」と。さらにはほかに見ますと、契約にいつ払うかということを明記してない場合は10日以内に払えとなってるんです。払わなかったら遅延利息が発生するということが書いてありますから。だから、これ超えてるんじゃないですか、3月30日、5月17日、40日超えてるんじゃないですか。違法でしょう。答えてもらってください。さっきのまだ全然答えてもらってないので。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

部分部分になります、私の部分でお答えさせていただきます。

まず本会議で私が答えたというのは、これまだ答えきれてなかった部分でございました。答える予定で本会議答弁は前の2問で終わってしまって、あとの3問については残ってる部分で説明をさせてもらうべきところでありまして、今お尋ねいただいている件ですけれども、バグフィルターのろ布取替工事は令和2年7月20日の契約で、工期が同日から9月30日、竣工日が同月9月16日、検査引渡しは10月1日で、令和3年5月6日、おっしゃるとおりの5月6日の支払いでございます。

もう一つの再燃室耐火レンガ緊急補修工事は、令和2年12月22日契約、工期が同日から令和3年1月29日、竣工日は同日、検査引渡しは同年2月10日で、これも同年の5月17日の支払いでございます。この支払いが遅れた理由につきましては、大変申し訳ございませんでした。この2つの工事の施工業者は長期包括の優先交渉権者と同一権者となりましたことから、長期包括の値引き交渉等と時期が重なりまして遅れてしまいました。これ弁解でございます。このことは理事者及び監査委員からも呼び出しを受け、今、委員が述べようとされようとされているようなことについて厳しい事情聴取、厳重注意を受け、改善に向けた説示をいただいたところでございます。今後、二度とこのような支払い遅延のないように進捗管理を徹底いたします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

まず値引きできたかどうかということなんですけれども、見積書でいただきまして、値引きのほうはできております。

それから、先ほどの9月16日の検査という点でございますが、これは業者のほうで多分判断されたと思うんですけども、9月16日は課内検査を行っております。その日付を入れられたものかと思えます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 見積書はありますか。それ、また確認させていただいたら、値引きがあったかどうかというのははっきりしますから、それは結構です。

先ほど言いました、遅れまして申し訳ございませんですけど、これ実際に私は部長が17日に支払いましたとあるんですけど、支払希望日なんですね。支払命令書には支払希望日とあるから、実際に支払ったかどうかというのは私は分かりません。答弁を信じるしかないのも、でもその答弁を信じた場合は40日を超えていますから、これは明らかに遅延防止法違反ですよ。それだけ言うときますね。

それから、バグフィルターのほうですけど、これいつ工事の検査されたんですか。もう一回聞きます。9月16日ですか、10月1日ですか、どちらですか。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 9月16日、こちらクリーンセンターの職員による課内検査を行っており

ます。それから、10月1日、こちらは検査員による検査でございます。

以上です。

増田委員長 よろしいか、谷原委員。

前村部長。

前村市民生活部長 1つだけ補足で説明をさせてください。この件については、代表監査委員からも厳しい指摘を受けまして、遅延金等発生させた場合は、結局、委員がおっしゃるように市に損害を与えることになるからそういうことがないように、ただ今回は長期包括の川崎技研が相手方支払い先ですので、そのようなことがなかったことが幸いであるから、以後気を付けろということでございます。それを受けまして、9月8日の本会議の一般質問の指摘を受けて、直ちに管財課から契約事務を行うに当たって地方自治法施行令、葛城市の契約規則、契約事務の手引き、それから契約事務分担、日付の確認、不足書類がないか、いま一度確認し、正しい事務の執行、正しい文書管理を行うよう通知されたところです。その翌朝には副市長から各部長、理事宛に、今週中には必ずそれらをまず職員、その契約事務をする職員については必ず読ませろと、周知徹底しろということを受けておりまして、職員一同、私のところのクリーンセンターが発端になったことで大変全職員にも迷惑をかけたことと思いますが、職員一同で改めて頑張っていきたいと思いますので、ご理解いただきたい。更生の機会を与えていただきたいと思います。朝からもそのことについてはいろいろ指摘いただいておりますけれども、ヒューマンエラーとかをなくすにはやっぱり研修を通じてしっかりと、具体的に我々のことを言いますと犬猫死体の引揚げや不法投棄、あるいはそういうことで職員3人が出ていったら空になりますけれども、やっぱり契約事務というのは大変なことやから、帰ってから残って夜中になってもそれはせえということを徹底しておりますし、私もそちらのほうの手が足らんようになったら行けということをして市長から言われておりますので、それについては今後しっかりとやっていきたいと思っております。失礼いたしました。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 違法行為があったということです。だから、こんな市長、さっき答えたけれども、新聞の記事を私、紹介しましたけれど、これちょっと認識が私違うと思いますよ。後でまた機会があったら伺いたいと思いますけど。これでは決算は認定できないですよ。違法行為を前提にした事業が行われてたわけですから。監査委員の方もそういう指摘があったということですから、これはもう間違いないことだろうと思います。

それから、先ほどありました課内検査と、それから実際に竣工検査証を得て業者が立ち入ってやったのが10月1日だったということでしたら、それだったらセーフかなと、ここの部分については。もし9月16日だったら、これも遅延防止法に完了の確認、または検査の時期、工事が完了したら何日以内に検査しなさいとなっておりますから、これ9月16日やったら完全にオーバーですよ。だから、そういうことが分かってやっておられるかということが、私どうかというふうに思いました。

この2点ですけども、まだありますので、またほかの方が質問されるんだったらまたそれに譲ります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 これいろいろと2人が質問されて、細かいことについては今、報告があったやつでそんでええと思うけども、結局この工事、剥離というたら緊急やわな。そんな中で、予定価格を決めてない。それと、それは緊急やからすぐに見積り出さなあかんということやけども、そんなうまいこと見積り出るのかなと私も思うてます。私も焼却炉は詳しい分からんけども、旧町の焼却炉の場合、再燃ありません。今、新しい焼却炉やから再燃ある。再燃がどこに付いたあるか、私も現場の中へ入ってないんで分からんけども、どのぐらいの部屋の面積というのがあるのか分からんけども、そのぐらい足場組むほど大きな部屋が再燃か、再燃とは何やねん。いわゆる炉内でごみの焼却をやって、800℃か900℃か知らんけど、その中でいって、それから再燃を通してバグフィルターを通していく。その再燃の中で1,000℃、あるいは1,200℃ぐらいで焼ききる、いわゆる煙とかダイオキシシンとか埃とか出やんように焼ききる装置、これが私は再燃やというふうに思うてます。そやから、炉内の温度と再燃温度とは違うやろう。それとその耐火レンガ、今、聞いてったら過去にも3年の保証の間に2回ほど剥離があったということか知らんけど、炉内の耐火レンガというのは下から順番に積み上げていったあのか、それともそのアングルで何ぼの面積か知らんけども、仕切ってアングルを土台にしてレンガ積んでであると私は思うてます。そこへレンガ、中、3層に積んだあるはずや、最低。そんな中で、平成29年の4月に稼働して、そのぐらい簡単にレンガが剥離するんか。それは私も分からんとしゃべったら怒られるけども、本当に担当として剥離をした段階で、例えば1回目、いつ剥離したんか知らんけども、そのときに業者と相談して、どこが原因で剥離がすんねんとか、そういう調査されたんか。それともっと言うたら、バグフィルター、これ何年に一遍替えるんか知らんけども、そんなちょこちょこ替えるもんでないやろう。あとはここに活性炭、令和元年かな、活性炭500何万円だったかな、入替えてると思うねんな。そのときに例えば来年入れ替えなさいよというふうに言われたんか、それはよう分からんけども。それともっと疑うたらあかんのは、いわゆる9年間の炉の運転、委託契約、これいつか言うたら、令和2年9月3日から25日の間応募してるわけやろう。2者応募がありました。1者は指名願出てません。残ったんはどこや、川崎技研。これで川崎技研で交渉やって、24日から27日の間に見積り提出を受けた。いうたら、10月2日におたくに決まりましたと通知出してるわけや。ほんなら、この中に工事費、保守費、電気代全て含まれてるわけやねん。何で先にこの工事をせなあかんねん。言葉悪いけど、業者の負担を軽うしはってるもん違うんか。川崎技研に渡すというのは分かったあったんや。その前に二千何万円もかけてうちが費用負担して工事をせんなんあかんもんか。私はがめつかしらんけども、そういうことが決まったのであれば、私は遅らせますよ。遅らせて、4月なら4月以降にバグフィルターを替えさせたら、二千何万円払うこと要らん。何でそんな努力がでけへんねん。それと、疑うたらいかんけども、当初予算2,640万6,000円の予算組んで補正予算もしてません。いわゆるろ布の交換やな、2,164万円の予算、その他500万円、これ当初予算組んだあるわけや。今、発注されたんがバグフィルター、契約金額が1,868万9,000円で契約された。予算残

額771万9,000円、耐火レンガ工事704万円、たまたまか知らんけどうまいこと金額が合う。ということは、値引き交渉されて、例えば800万円、900万円出てきたんか知らん。予算がないから、これまけてくれというふうに言われたんかどうか私は知らんけども、どうもこれをずっと情報公開、書類を見せてもらったりいろんなこと見てたら、疑いの目で見たらあかんかしらんけども、どうもおかしいと私は思います。無責任な話をしたらあかんけども。そやからその辺を部長、いろいろ支払いの問題とかあつて、恐らく普通から考えられへん。そんな工事終わってんの、ひと月もふた月も、ここに会計管理者いてはるわけや。普通の支払いで終わって、ひと月から先に請求書が出てくる工事はほんまに希やと思う。終わったら終わったで、いついつまでに請求書を出しなさいと、契約にうとたあつたかて、最低40日以内に支払いします。いつまでに終わったら30日以内に請求書を出してくださいと決まったあるやん。それを、コロナで忙しい、いろんなことか知らんけども、業者から出てけえへんねやったら、職員からはよ出してくださいと催促すんのも私は職員の責任と違うんかと。そやから私、何も偉そうにばかり言うてんの違うけど、こんな話ばかりしたら、ほんまに葛城市の職員、事務的なことはみんなしっかり覚えてやってってくれてんのかいなということになってしまう。そんな真面目に一生懸命きちっと100%仕事してるもんから見たら、何偉そうに言うてんねん。私らちゃんとしてまんがな、そら言うの当たり前やと思う。そやけども、こういうようなことになってきたら、やっぱりここばかり集中して責めんのやないわけやけども、これを機会に、葛城市としてきちっと、自分の口で言うだけやなしに事務的にきちっとやっていく、この姿勢が私は大事やと思うわけやんな。だからそれを変えてくれたらええけども、私ずっと来ているいろんなこと言うてきたけど1つも変わってない。だんだんずるずる、ええほうに行っていないように思う。だから余計なこと言うてあれやけども、先ほど言うたようにそういうことで、部長、答えられる範囲で答えていただきたい。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 ありがとうございます。これを機会にしっかりと改めるべきところは引き締めていきたいと思います。

まず、耐火レンガの耐用年数等につきましてですけれども、葛城市クリーンセンターは16時間だけ連続稼働する方式の運転方式を取っておりまして、24時間ずっと連続稼働する炉に比べまして、そのレンガというのは温度差によって劣化が、冷えたり熱なったりして劣化度が早まるということを、そういう専門の業者から調べでは聞いております。ですので、24時間連続稼働のところであれば耐用年数というのは3年であったですけれども、それが早まって、16時間の間欠運転をやっておりますので、特に冬場、そして年末年始の長い間を挟みますと、この庁舎でも2日、土日挟んだだけでも月曜日来たらむちゃくちゃ寒いという状態で冬場はなるのと一緒に、炉の中、湿気も含んで氷も凍ったりすると劣化は激しくなるんかなということが業者からの解説でございます。

それともう一つの、ろ布の交換を長期包括に含めたらよかったん違うのかということをご意見いただく件ですけれども、これにつきましては、ろ布というのは先ほど説明させていただきましたように、大変重要な役目をする、そのダイオキシンの発生を防ぐものでありまし

て、奈良市とかですとフェニックスへ行って引っかかって止まっておることが新聞でももう出ておって大変なことになるので、そうなるとやっぱりストップしてしまうということは市民に結論的には大変なご迷惑になるので、これについては早いに用心をして替えるほうがということでございます。債務負担に含めたら、債務負担のほうが当然、上がってくるということは確認しております。

取りあえずは以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長のほうから、耐火レンガで16時間稼働やから、温もったり冷めたりしまんねんと、それは初めから分かった話や。そやろう。それは鉄鋼の溶鉱炉じゃあるまいし、24時間燃やしてない。それを耐えるために設計をしてレンガやってるわけや。レンガも同じレンガばかり積んでるの違うわけや。一番外、中、一番内、皆、違うはずや、レンガでもな。それと今言われたように、劣化3年、4年という話されてするけども、よその市町村、メーカー違うてもよろしいやんか。一切何も悪なりませんということはないけども、大体、新しく設置してから何年ぐらいで例えばこうなつたとか、やっぱり勉強のために私は調査すべきやと、その業者があかんというのと違いませ。業者の言いなりになつたらあかん。やっぱりこっちはこっちで勉強して、ただ業者はこうですよということになつたら、こういう方法があんの違いますのとか、例えばこう違いまんのとか交渉して、金額についても業者からこんだけ、ところがそのぐらい取つてもうたらあかん、前にも工事してまんがな言うとか、いろんなことを職員として努力をしてもらわないと、向こうの言いなりに腹立って言うことはないでっせ。そやけど、たまたま今見たら、予算の残額と契約した金額と、たまたま知らんけどほぼほぼ変わらない。当初予算組んだこの金額と執行金額、ほぼほぼ変わらない。たまたま知らんで。私みたいに疑うたらあかんけども、そういうことになってきたら、どうも本当にそうかなと。おっしゃるようにバグフィルター、耐用年数何年やねん。少のうても4年越えたあると思う。これ今、工事したら、稼働してから何年やねん。その範囲内に収まったあるやろう。例えば4月越えても年度越えるの違うやろうと私は思うてるわけや。そやから、それはいつ何時起きるか分からんけど、言うたら合併前の旧の新庄、炉なんかやったら昭和47年にできたわけやから、今言うた50年、これ使うてるわけや。そうなってきたら、今おっしゃるように、どこが剥離するか分からんわけや。ということは、塩分が多いわけやろう、この炉の中。アングルが錆びて腐るというんか、そんな関係でアングルが落ちたらレンガも一緒に落ちる、これが炉の構造やろう。そこらも白澤所長、中へ入って見てんねやろう。のぞき窓もあるやん。再燃は見たことないか知らんけども、そうなってきた、どういう構造になつてるかということは担当としてしっかり勉強すべきやと私は思いますよ。そやから、きちんとよそでも行って、メーカー変わっても、ストーカ方式で来たら同じことや。やっぱりそないして勉強してもらわないと、私みたいに、当初予算と実際、執行した金額とほとんど変わりまへんがな。おかしいん違いまんのと言われてたら、ぽーんと返してくれたらええねや。何という失礼なこと言うねん。ちょっと違うで、こうやんかという話を返してくれはったらええわけや。そやろう。今いろいろ法令違反や何やかんや言うてはるけども、おかしいなっ

たら法令違反やいうて問われたら、脅しかけんねやないけど、これ大変なことになるで。道の駅でこんだけ皆、何人引っ張られてしてんのに、もしもそうならまたこれ葛城市はえらいニュースになるがな。そないことならへんと思うけど、そやからやっぱりおたくばっかり今責めてんの違うけども、葛城市全体として事務的な、事務というのはどういうもんやということを1つ1つ職員が改めてもう一遍反省してもらってやってほしい。そうせんと、こんなばっかり聞いたら、私は辞めていくさかいにもう二度とここへは来えへんけど、私かて一市民として情けないがな。こんなええ葛城市やと思うてるわけや。みんな注目してはったと思うで。それがだんだん葛城市、ええまちやと周囲の人が思うてはる人が何人いてはるかいうことやんか。そうやってきたら先輩にも悪いし、そやからきちっとやってもらいたい。そうしかもうお願いしかしやあないがな。そういうことでお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、続きになりますけれども、違法な行為があったということで、これは私はそう思っているんですけど、確認していききたいと思います。これは決算書では97ページのところになります。4款衛生費、2項清掃費の2目塵芥処理費ですけれども、その97ページの12の委託料でごみ焼却施設運転管理委託料ということで2億5,100万円余り執行されておりますけれども、その中に、契約期間が令和2年10月1日から令和12年3月31日まで長期包括契約をやる段階のところで、実はこれは長期契約の契約期間をそういうふうに定めてるわけですけれども、履行期間は令和3年1月1日から令和12年3月31日までやるということで、実際には令和3年1月1日からということになってはいるんですけども、実はこのクリーンセンターの最後の支払い、長期包括管理運転業務委託が令和2年分としてこの3月に清算されてるわけです。そのときに、令和3年3月31日に変更として2,100万円余りが支払われているんですけども、これの請求書、いつに来たのか。支払命令書、起案日がいつで支払希望日がいつか、今手元にありますか。ないですか。なかったら、これは私、この支払命令書とか一連のものを持ってます。これは、先ほどもそうなんですが、市長が最終的に印をついてるわけですよ。決裁をやってるわけですから。現場から上がってきたものを最終的に市長が判子ついているので、だから市長もしっかり私は聞いておいていただきたいと思うんですけども、決裁してるときにはねてないわけですよ。これを認めてるわけですからね。請求書は令和3年3月31日に請求書が出ております、令和2年度分の3月分として。内訳書も付いております。支払命令書、これは起案日が年度を越して令和3年5月12日になってるわけです。支払希望日が令和3年5月31日、本当に出納閉鎖の最終です。これはもう3月31日ですから2か月経ってるんですね。もうこれも完全な違反だと思うんですけど、これ認識を間違いないかだけ聞いておきます。

もう一つです。これは、梨本議員が一般質問で取り上げました予定価格調書です。このクリーンセンター関係で、予定価格調書を情報開示請求されたときに、私もこれびっくりしたんですけど、これ阿古市長が決定者氏名ということで朝も問題になりましたから、記名押印なのか、それとも印字されたものの押印なのか、これはどちらでもいいけるということですから

ども、事業名が書いてあって、これは令和2年4月1日ですから令和2年度決算に関わるところですけども、予定価格が書いてあります。次に、入札書比較価格というのが書いてます。予定価格は税込みですけども、入札書比較価格というのは税抜きになっております。入札するときは非課税業者と公平を期すために非課税の価格で入札書には比較価格として書くことになってますから、予定価格の税抜きしたものがこの入札書比較価格となってるんですね。その下に、最低制限比較価格というのがあります。比較価格ですから税抜きです。要は最低制限価格を書いているわけです。これは一般に入札するときに予定価格に対して最低制限価格を付けるということをします。それは一般に土木建築についてはその最低制限価格を設けますが、物品購入とかいわゆる様々な委託業務については最低制限価格を付けないんだと思うんです。大体空白なんです、ここには書いてあるんですよ、最低制限比較価格が。これは梨本議員が一般質問でもやられたことですけども、予定価格から税抜きした価格と同じ価格が入札書比較価格にも最低制限比較価格にも同額で書かれてるんです。これ意味分らないですよ。予定価格というのは上限です。最低制限価格を設けるんだったらそれが下限です。上限と下限が一緒なんですよ。ということはもうこれ1つしかないんですよ、金額が。こんな予定価格調書ですよ。これ、阿古市長、決定者職氏名、押印されてるんですよ。私これ一瞬見たとき偽造かと思いましたよ。あり得ないじゃないですか、これぱっと見ただけでもね。これ何で決定権者は、予定価格調書、これ大事なもんですよ。これについてこういうことをなぜされたのか、阿古市長にお伺いします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしくお願いいたします。

まず、包括の3月分の支払いでございます。その件に関しましては、請求書、当然、3月31日の日付で私のほうに届いてきました。ただ、こちらの支払いに関しましては、金額のほうは、当然、焼却量によって変わってきますので、双方協議をして金額を決めるというふうに設定されております。ただ、その交渉をしてから請求書をいただいたらよかったんですけども、金額のほうはそのまま変わらなかったもので、その3月31日の日付の請求書を使用させていただいた次第でございます。

それから、先ほど最低制限比較価格でございます。こちらのほうは、全く課内のミスでございます。勘違いによる最低制限比較価格、こちらのほうは通常記入のほうはしないのが普通なんでございますが、何ばかの書類に最低制限価格をそのまま入れ込んでしまったというのがあります。大変失礼いたしました。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 私の印鑑を押したのはミスでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 白澤所長の答弁は私、納得できません。確かに精査はしてます。というのは、3月末ですよ。3月末だから年度末だから業者のほうも早めに1回目の明細を出してるんですよ。取り

あえず出して、それでもう一回31日に変更として見積りを出してるんですよ。最終とした案がちゃんと支払われてるわけですよ。だから、令和3年3月31日にちゃんと見積書を業者が出してる。それ、ちゃんと添付されてるわけですから、それから5月12日まで起案されてないんですよ、支出伺いをね。ほんで、支払希望日が5月31日になってますよと、これ2か月放置ですねと、それに対して市長が印鑑をついてますねということなんですよ。市長、これ分かってはるんですか、この業務が。今、ミスとおっしゃったけれど、こんなことミスなんてあり得ませんよ、この最低制限価格は書いてないし、普通は。パッと見たらすぐ分かるじゃないですか、税込みか税抜きか。予定価格と最低制限価格が同じ金額だって。それをミスで済ますんですか。分かって印鑑ついてはるんですか。こんなんはねないとあかんじゃないですか、どっかで。どっかではねられへんのか。これは回議書じゃないから、市長しか判子をつかないんだから、市長がこれ上がってきたときに、これ何やっとなねんと、もっと勉強せんかいと、分からずに判子ついてはる。ミスじゃないです。分かってはらへんからです。そのことははっきり申し上げておきます。

私は、最後は意見になりますけれども、先ほどのバグフィルターの件です。支払いが非常に杜撰です。10月1日に竣工検査やってるんですよ。ところが、支払われたのは5月6日ですよ。これ、私、見ますと、これも支払期限が請求書からオーバーしようとしてたところを、5月26日が希望日と書いてあった、これは明らかにオーバーしてます。そこは、ペンで訂正してありました。26のところを2を消して6に丸してると。これ、日付をいろうというのは、これは多分この回議書なんかでは支出伺いでもやっちゃいかんことだけれども、最終的に支払いの方が気づかれたんだと思います。もう慌てて6日でちゃんと支払っている。これはミスが見つかってちゃんと処置されたというふうに私は思うんですけども、しかしそういうことをどっかでやらないとこんなことが起きる。僕は恥ずかしいですよ、こんなん。だから、私は朝言いました。第三者を入れるべきやと。市政検討委員会、公認会計士いらっしゃる、弁護士もいらっしゃる、さらには入札監視委員会、第三者委員会、これも市政検討委員会で検討してもらって、公認会計士、弁護士がいらっしゃるんだから確かな人選を選んでいただいたらいいんですよ。ところが、それができる状態じゃない、今の葛城市は。やったらこんなことだらけじゃないですか。これ、25件、梨本議員が開示請求して出てきた2件ですよ。2件のうちにこういうことが2つもある。そのほかで1つの違反がある。残り23件、精査したらどうなるんですか。私はこれ、頭よぎりましたよ。全く事務手続せずにお金だけ払われていった。梨本議員が開示請求した、慌てて作った、だからばたばたとこんな不誠実な作り方の日にちになってるんじゃないか。もしそうだとしたら、これは道の駅と一緒にですよ。つまり、隠ぺい工作かなというふうな気がしましたよ。そんなことしか考えられないじゃないですか、この日付の杜撰さとか、遅延行為が。だから、これは百条委員会でも議会開いて、この違法行為がなぜ起きたか、これはきちっと検証すべきだと私は思いますよ。どうしてこういうことが起きたか、これは議会として予算を自分たちで作って執行する段階で違法な行為が見つかった、その認識も非常に甘い。私は百条委員会できちっとどういう事務が行われて、どういうふうなことでミスが起きたか明らかにして今後につなげていくのが、私は葛城

市再生の道だと思っております。

以上を述べて終わります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は90ページの上、母子保健事業、5目、90ページの委託料、妊婦健康診査委託料と妊婦健康診査負担金、この違いについて教えていただけますか。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。

ただいまの松林委員の質問でございます。まず、負担金につきましては県外のものでございまして、委託料につきましては県内のものということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 妊婦健診、県外と県内で分かれるということなんですけれども、ということは、これ成果報告書の44ページのこの部分やと思うんですけれども、妊婦健康診査ということで、この中で、この横にも人数書いてますけど、このうちの多胎児、双子、三つ子、こういう方の妊婦の方は何例ほどあったということですか。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 東でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

多胎児の数でございます。令和元年度でございますけれども、1組でございました。昨年度、令和2年度でございます。10組ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 本市におきましては多胎児用妊婦健診助成制度というものがあるんで、確か妊婦健康診査の券、基本券14枚、あと追加券ということで、確か双子には2冊、三つ子には3冊というような形で支給されてると思うんですけれども、確かに妊娠、出産についてはそういうような形で助成制度があるわけなんですけれども、ただここで大事なことは、やはり出産後の多胎児、三つ子、双子のケアというんか、そういうふうな部分についてどのように考えておられるかということです。

増田委員長 鬼頭補佐。

鬼頭健康増進課長補佐 健康増進課の鬼頭です。

産後ケアにつきまして、今年度予算化もして、委託の準備が整い次第、事業を始めさせていただきます。多胎の方は、やはり精神的な負担も多かったり、ほかからの支援が受けられなかったりということについてフォローできるような事業になっております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 他市においては当然、妊娠、出産について、そういうような本市のように助成をしている

ところもあるんですけども、特に多胎児については、育児、この分については非常にストレスのかかる育児でもありまして、本当に例えばホームヘルパーとか、そういうような多方面の多角的なそういう支援策も今後しっかりと考えていく必要があるのではないかなと思います。そういうようなところでまたいろんな考え方をまた集約していただいて、ぜひとも進めていただきたいなとこのように思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、86ページの予防費で、この予防費の予算、これ流用してるわけやけども、ここで予算書492万3,000円増額になつとるわけやな。ところが予備費のところでは減額になつとる。最終的にこれずっと目を追うていったら、616万1,000円予算不足になつとる。どういう形で補てんされたんかということがまず1点と、それから感染症予防対策事業（生活安全課）、この生活安全課で、報告書の42ページかな、配布用マスクという形になつとるわけやけど、要はこれ各戸配布されたということは分かつとるけども、ここで発注された、生活安全課のほうでされたわけやけど、まずは管財課の合議がないように思われる。それから、予定価格調書、これが市長の名前でされてるやろうと思うんです。ところが、きちっとその仕様書というんか、見積書、3者以上とか、そういう手続をされてんのか。それから不良品が出てるといような話も聞くわけやし、その対応をどうされたんか。それから、品物の検収、検査というんかな、そういうようなもんについてはどういうふうにされたんかいうことを教えていただきたいと思います。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの岡本委員の質問でございますが、マスクの購入に当たりましては、まず大人用全戸配布については随意契約ということで、市長の予定価格調書は取らせていただいております。その部分の見積り単価については、その3者ほどの見積りを取らせていただいた平均という中で予算は想定しておりましたけれども、最終的には一番安いところとその75万枚が入るとい業者での随意契約という形で、専決なり議会議決で対応させていただいたところです。あと、それ以下の市内施設なり医療機関用配布用のマスクであつたり、幼稚園、保育所、学校、子ども用のマスクにつきましては価格的にはそれぞれ49万5,000円でありますために、50万円以下ということで担当課の決裁ということで、予定価格もそれで対応させていただいているところで、管財課の合議等はないというのが実情でございます。

仕様書は、それぞれサイズの的には16.5センチ以上であつたり、高さが9センチ以上とか、あと3層の紐付き、耳紐付き、ノーズフィッター付きであつたり、ポリプロピレン、ポリエステル、ポリウレタン製の素材であり、微小粒子捕集効率PFE98%以上というような仕様の下にそれぞれ発注をさせていただいているところでございます。

あと、検査につきましては、今のそれぞれ子ども用であつたり、あとその施設とか医療機関等の配布については、抜取りの1箱で50枚のそれぞれ1箱を検査させてもらった中で、サイズと紐の状態、汚れ、その辺りも確認した中で検品は1箱はさせていただいてるところで

ございます。

以上でございます。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 岡本委員の1つ目の質問、予防費の件でございます。私、今、資料が手元にご
ざいませぬ。詳しくお調べをして、正確な数字をまたご報告させていただきたいと思ひます
ので、よろしくお願いしたいと思ひます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 簡単に後日報告するいう話になったんねけど、今これ決算特別委員会や。決算特別委員会
でこんな報告してもらったら、これ審議でけへん。決算特別委員会とは何や、会計管理者、
決算特別委員会とは何で。職員の皆、決算特別委員会に出てくる考え方、そなんこれ今、
俺が言うたさかいいうて、後で資料出してしますて、決算特別委員会に何を望むんよ。当初、
予算何ぼ組んであつて、今、決算でこうなつて、今何でどうなったんねんと、それ何で即答
でけへんのや。そやから、俺何遍も偉そうに言うてんの違う。根性悪で聞いてんの違うわけ
や。そなん時間かかるさかい飛び飛びで聞いてねんやがな。飛び飛びで各課聞いたら、誰
も答えられへん。こんな財政の中でやってきて、同じ話ばかりするんやないけども、一遍市
長答弁してくれますか。こんな状態でほんまにええんか。

増田委員長 岡本委員、着席ください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時44分

再 開 午後5時00分

増田委員長 先ほどのご答弁から始めさせていただきます。

溝尾副市長。

溝尾副市長 まず86ページの予備費のところ、上のところに予備費支出及び流用増減、ここで492
万3,000円というものがございませぬ。ここについてのお問いやつたかと思つてます。書き方
ですけども、予備費の支出及び流用増減となつていますので、今大きく2種類あつて、予備
費を幾ら使いましたよというのと、流用を幾ら使いましたよというのが一緒になつてる表に
なつております。内訳はというと、153ページが中身でして、153ページの右下のところにい
ろいろ書いておりますが、その7行目ぐらい、衛生費、保健衛生費、予防費、需用費へ充用。
充用です、これは。予備費を使つたと。これはまず402万2,000円。もう一つ下で、衛生費、
保健衛生費、予防費、備品購入費へ充用、90万1,000円。これのトータルが492万3,000円と
いうことで、今回は流用ではなく全て予備費を充用させていただいたという内容でございま
す。

先ほど答えられなかつたのは、この予備費も幾つかの課にまたがっておりますので、なの
で健康増進課だけではその492万3,000円という数字は出てこなかつたので答えられなかつた
というようなことでございませぬ。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それはそうやろな。そやけども、俺もこんな予算は初めてやったから、なかなか事前に聞いてったからわかった。事前に聞かんかったら、こんなみんな理解できたか。あんたら皆、頭ええさかいいうて、総務財政課は別として、皆、今、副市長が説明したけど、それ皆、理解できたか。そんなもん頭がええさかいできるわのう。そやけども、私がもう一つ分からんのは、数字ばかり言うんじゃないけども、490何万円は分かった。ところがその差がまだここにあるわけやから、その差はどうしたんかなと思うけども、もうそんな議論をするつもりはないけども、私が言いたいのは、やっぱり予算というのはきちっと補正すべきところは補正する、そういうことをきちっとやってほしいということだけ言いたいだけであって、何もたまたま2回言うただけやねん。ほか言うてない。一々言うつもりないけど、たまにぼんぼんと来て、ほんまに職員そんだけやってくれてんのかいなと思うさかい聞いてるだけであって、そこをもっとあと市長、俺発言するわとおっしゃっていただくんやったら発言していただいたら結構やと思いますし。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 流用につきましてはいろんな意見をいただいておりますが、法律上問題のない部分につきましてはの流用というのは理事者の権限の中で認められたものと理解しております。予算の審議をしていただいている中で、特に大きなものにつきましてはの流用部分についてはやはり問題があるのかなという認識を持っているところでございます。

今回の部分は流用とはまた別の部分ではございますが、委員のご意見というのは常々お聞きしておりますので、その辺は肝に銘じていきたいと考えておるところでございます。ただ、今回の予備費の部分につきましては、特にコロナという非常事態の中でかなりの部分が緊急性を要したという部分がございますので、流用が多いというのは致し方ない部分があるのかなと思っております。議会の皆様方には臨時会等、先ほどお話しございましたが、不織布マスクを全戸配布させていただいた75万枚、それも臨時会を開いていただいた中で、その契約の在り方等もご審議いただいた中で予算執行をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、市長が言われたけども、それはそんで。竹本課長、あと言うてるように、その管財課の合議とか答えてくれてないやんか。そこらを答えてくれて、不良品出たやつで交換してるとかあるやんか。そんなやつをどうしたのか、そんなんを答えていただきたいというふうにするわけや。ほんで、検収については1箱ずつ検収したということを言うてるわけやし、全部検収せえというようなことを言うたら無茶な話やからな。そんなこと俺言うてんの違くて、検査は検査で基準どおりやってますよということならそんでええと思うねや、その分はな。そこらを事務的に、いやもう急ぎで管財課長の合議取ってないねんとか、取ったるんやったら取ったるでそんでええけども、まだ情報公開出していないので分からん。だから情報出したら分かる話やけど、それきちっとした言うんやったらそんでええわけや。さっきも聞き漏らしたけども、見積りは何者取ったんか、3者言うたか、2者言うたか。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。よろしくお願いします。

先ほど答弁漏れがあって申し訳ございません。まずその合議に関しましては、50万円以上の部分は改めてそれも確認させてもらいましたけど、管財課の課長の合議は取らせていただいております。

見積りに関しましては3者取らせていただいて、それで取りあえず正式見積り、事情聴取という急ぎの中で、聞き取りの中で、取らせてもうた見積りで3者取らせていただいたけど、最終的には一番安いところの専決での随意契約という形ではやらせていただいておりますというのが実情でございます。取るのは3者取らせていただいただけで、当初、予定価格の決定では3者で取らせてもらった平均による予定価格でございますけど、最終的には1者の随意契約でやらせていただいているのが、専決の契約議決のときにもご説明させていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それは3者取ったということやったら、ほんなら随意契約せんと指名競争でも入札したらよかったんや。3者平均持って基本的に指名競争やって入札をして、それで契約したら問題ないわけやんか。それをあえて1者に随意契約するとなってきたら、そんなに日にち、私は変わらへんと思うわ。1週間もあつたらできんの違うか。そこらを何もいちゃもんつけてんの違うから、できるだけ今言うたように、指名競争できるんなら指名競争する。一般行くなら一般行くという癖を付けてもらいたいということや。それと、今言うてるように、その不良品はどうしたんや言うんや。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 申し訳ございません。不良品につきましては、確認できたものは業者に交換して箱ごと丸々交換して、丁寧におわびをさせていただいて当事者にお渡しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連でマスクの件ですけれども、見積りということなんですが、見積りも私、2種類あると思うんですね。金額が今非常に高騰してると、マスクはあのとき高かったですから、今どんなもんですかいうことで電話で聞き取るというふうなやり方で大体金額が分かるということと、でも実際に随意契約で見積合わせするとなると、まず仕様書をちゃんと作って、その仕様書を送ることで正式に見積書をもらう、これは見積り合わせで使える見積書になると思うんですね。今回、私、あのマスクのときに見積書を見せていただいたんですが、1者、サージカルマスクいうて書いてありましたよ。だから、私、あれっと思うんです。だからあそこ高いですね。当然高くなるんです。だから、この見積書はちゃんと仕様書を業者に出した上でその見積書を取られたのか、マスクがとにかく欲しいから見積書を出してと言わ

れたのか、私は正式にはやっぱり仕様書をきちっとして出して、その上でそうして出たものが初めて見積合わせに使える見積書ですから、その点についてお伺いします。

あと2つですけど、簡単に行きます。報告書の47ページです。可燃ごみ処理事業（クリーンセンター）ということで、ここに私はずっと過去の成果報告書には可燃ごみ収集・処理事業に対して全体の費用が書いてありました。（2）の資源ごみ収集・処理事業も全体の費用が書いてあったんです。だから、私は可燃ごみと資源ごみのコストが計算できました。それを一般質問の中でもグラフを作って、ごみの量は減ってるのにコストが上がってますよと、これは何ですかということから議論してきたことがあるんですけども、環境省は、このごみ収集事業については大変コストがかかる、莫大な一般会計から支出してるので、やっぱり住民の方に納得していただくためにはコストをちゃんと、住民に一番分かりやすいのはコストなんです。1トン当たり何ぼで、可燃ごみを今、処理してるか。比較できるし、だからそれを出してくださいということを指針で見たことがあります、ガイドラインで。これはなるほどなと思って、葛城市を見たらこれまでここにちゃんと書いてありましたので、可燃ごみ収集・処理事業、資源ごみ収集・処理事業、何で今年ないのか。これ長年続いてずっと書いてたからずっと比較ができるのに、これないんですよ、今年の成果報告書。これはどういう考えでなしにしたのかお伺いします。

それから、42ページになります。先ほどのマスクの話が出ました。同じ時期ですけども、子ども用のマスクをそのときに180箱買っていたいただいてます、900枚ほど。これは小学校、保育所、幼稚園に配布したとあります。これは令和2年度の話ですから、学校等でマスクを忘れたお子さんたちがこれを使えるもんだと思うんです。今、葛城市の保育所なんかでも多くの園児が感染されたということを、今、議会でもお伝えいただいたところですけども、やはりこれ感染防止、不織布マスクは効果がある。とりわけ子ども用のマスク、こういうふうに昨年度用意していただけてますが、これ今どんな現状になってるか分かるでしょうか。これは学校関係者の方が教育長しかおられないのでお答え難しいかもわかりませんが、学校で今、これ足りてるのかどうか。昨年度、令和2年度で900枚措置して、今年度は子ども用マスクについて購入いうことはまだなかったらと思うので、どんな状況か、生活安全課でも分かれば教えていただきたいんですが、やっぱり子どもたちへの不織布マスクは必要かなと思いますので、お願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、谷原委員のご質問で、まず初めの見積りの件でございますが、確かに全戸配布ということで数量的にざっと最終的に75万枚ですけど、その当時、80万枚の入荷できるかを基本とした中での不織布のマスクというのを基本の形でのまず電話での依頼で出していただいておりますので、正確な仕様書の提示は申し訳ありませんが出ておりません。最終的には契約の段階では仕様を基に出していただいた見積りでの対応はさせていただきました。

私の分かる範囲で子ども用のマスクですけど、この成果説明に出てくる先ほどの予備費で対応していました子どもの180箱ですけども、これ確か昨年6月に、2月か3月ぐらいか

ら続いた学校休業が再開するのに当たりまして、基本的に保護者等でご用意はいただけてますけども、やはり不足する部分もあるので、どうしても忘れたとか、トラブルで紐が切れるというような想定もした中で、一部別途でいただいていた寄贈用マスクがございましたので、それと合わせて4年生以下、幼稚園、保育所の3歳児のクラスまで、クラス2箱を配布させていただいております。そして、その後、4年生以上は大人用のマスクという形で対応させていただいたのが実情でございまして、この間、今、学校、夏休み明けの今の状況も踏まえて、改めて状況を確認させてもらってる中で、まだ最終的な統計ができてないんですけども、やはり昨年と同じような実情もあるので、改めて今、同じような形での配布を準備して、大人用とか一旦ある在庫の分では渡させてもらって、今、追加購入の段取りをしているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

先ほどの谷原委員のご質問の内容なんですけれども、申し訳ないです。昨年度の成果説明から今年が変わってるということでございますかね。もう一度、すみません。内容をお聞かせ願えますか。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 比べていただいたらいいと思います。昨年、一昨年と比べていただいたら、可燃ごみと不燃ごみの一覧のところに、横にそれにかかった全体費用が書いてあったんです。だから、可燃ごみ何トン当たり幾らと、トン当たり幾らのコストがかかったということがすぐ計算できるようになってましたので、できたら継続していただきたいなということで、これはお願いです。今回もうそれで出てませんので、また。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

昨年の書類しか持っていなくて、昨年のと比較させていただくと今年も同じような状態になっておりますので、一昨年のほうを確認させてもらって、また検討させていただきます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。一昨年から変わってるんですよ。もう私、そのときも申し上げたりしたんですけど、コスト計算はもうずっと継続的にこうやると過去の経過が分かるので、お願いします。

それからマスクの件ですけど、やっぱり不正常な随意契約やったなと僕、思っております。やっぱり仕様書の中に枚数を書いたらいいんですよ、仕様書の中に必要枚数を。業者には聞きますよ、用意できるかどうか。でもいざ見積合わせというのは、ちゃんとやってほしい、仕様書に。枚数書いたらそこではっきり分かるわけですから。だから見積書の中にサージカルマスクなんか1者あって、僕はびっくりしたんですけど。それは当たり前ですよ、随意契約するときの。だからそんなところがもう崩れてる。そういうことなんですよ。そしたら公正な、

誰も見ても透明性のある随意契約になるわけですから。もう枚数は必要だったからいうて、それは仕様書に書いたら1者しか出なかったらそれでもいいわけですから。私はもうちょっと随意契約についてはいろいろと公正なやり方を適正な方法でやっていただきたいと思います。子ども用のマスクについては、今、調査中ということですので、ぜひともよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 1つだけお願いいたします。90ページなんですけれども、母子保健事業費の中の新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金についてお伺いをいたします。

これは私が一般質問で要望いたしまして、これが実現しまして、この令和2年度から予算を付けていただいた分なんですけれども、これ当初予算で1人当たり3,000円でしょうと、そして330人を予想して99万円の当初予算が付いていた分なんですけれども、この報告書の44ページを見ますと、生後1か月以内に聴覚検査を受けた新生児の保護者というのは152人というふうにあります。恐らく出生者数はもっと多いはずで200人台であったかと思いますが、実際に申請をされて助成を受けられた152人ということになってますけれども、この辺りはどのようになってますでしょうか。

増田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 東でございます。

ただいまの吉村副委員長のご質問でございます。新生児聴覚スクリーニング検査でございますけれども、これは今お述べのとおり、令和2年度から新たに開始した事業でございまして、難聴の早期発見、早期療育のために新生児期に受ける聴覚検査に要する費用の一部を助成することとなってございます。この件に関しまして、令和2年度生まれた方の数ですけども286名ということで、それ以外、この152名というのはあくまでも申請があった数でございます。残りの134名の方につきましてもそれは生まれたら全てこの聴覚検査をするとなってございますので、全ての方がもう受けられてるということになってございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。助成を受けたという、このスクリーニング検査の助成事業をやっていただきまして、今、ご答弁いただきましたように、葛城市内の新生児全員受けたというふうに伺いました。これまでは若干受けておられない方もいらっしゃるかもしれませんが、こうやって助成事業が実現したことによってこうやって全員が受けられて、そして特に生まれたばかりの子どもというのは、なかなかそのときに気づかなかつたら後で難聴とかそういうことに難儀をするというふうなことがありますので、これは非常にいいことではないかなというふうに思います。

以上です。

増田委員長 ちょっと私、お聞きしたいんだけど、この成果報告書の箱書き、対象者のところに、生後1か月以内に聴覚検査を受けた新生児の保護者と書いてるんですけども、検査を受けられ

たんは保護者ですか。その助成をもらったということですか。

東理事。

東 保健福祉部理事 ややこしい書き方をして申し訳ございません。要は、助成してお金を受け取る人ということでございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、4款衛生費に関する質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了させていただきたいと思います。

なお、明日16日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。本日は、どうもご苦労さんでございました。

延 会 午後5時24分